

第九回 参議院 大蔵委員会 會議録 第十号

昭和二十五年十二月七日(木曜日)午後一時十五分開会

本日の會議に付した事件

○小委員長の報告

○著、將其物品の免税点設定に關する請願(第二〇号)

○喫煙用具の物品の免税点設定に關する請願(第三二二号)

○時計部分品の物品の免税点設定に關する請願(第四九号)

○釣魚用具の物品の免税点設定に關する請願(第一九八号)

○ラジオ受信機等の物品の免税点設定に關する請願(第三二九号)

○鏡台の物品の免税点設定に關する請願(第三四二号)

○揮発油の軽減に關する請願(第七二号)(第九八号)(第二二〇号)

○酒類の引下げに關する請願(第二一九号)

○農家に対する課税軽減の請願(第一八二号)

○織物消費税の廃止に伴う損失補償の請願(第四二三号)

○日本専売公社福島県小野田村有臨時收納所建物買上に關する請願(第二一五号)

○たばこ收納代金引上げに關する請願(第二二五号)

○中小商工業者に対する不動産担保による長期金融の請願(第二二二号)

○国民金融公庫宮崎支所資金増額に關する請願(第二四七号)

○商工組合中央金庫資金確保に關する陳情(第五七号)

○国庫負担率算定方法の公開に關する請願(第四号)

○国家公務員共済組合の赤字国庫負担に關する陳情(第五五号)

○ブレトン・ウッズ機構加盟促進に關する陳情(第五九号)

○時計類および同部分品等の物品の免税に關する請願(第二五〇号)

○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○協同組合による金融事業に關する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)(第八回國會継続)

○食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別徴復旧特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

○砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○国有財産法第十三條の規定に基き、國會の議決を求める件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小串清一君) これより大蔵委員会を開会いたします。

先ず請願及び陳情に關する小委員長より請願及び陳情の審査の経過並びに結果に關する御報告をお願いいたします。

○大矢半次郎君 請願及び陳情の小委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

一昨五日より二回に亘つて請願三十九件、陳情四件を審査いたしました結果、議院の會議に付し内閣に送付するを要するものと審査決定いたしましたものは、請願十八件、陳情三件、計二十一件であります。

先ず税制に關するものについて申し上げます。請願第二十号は著、將其品、同じく第三百二十一号は喫煙用具についてそれ、免税点を設けること、請願第四十九号は時計部分品、同じく第三百十九号はラジオ受信機等、同じく第三百四十二号は鏡台について、それ、物品税を減免することを要請しております。請願第七十一号、第九十八号、第九十九号の三件は揮発油税を軽減すること、請願第二百十九号は酒税を引下げることをそれ、要請しております。請願第二百八十二号は農家に対する課税が及ぶ標準によつて計算せられ、個々の実情を顧みない等の不十分な点が多いので、これを是正し、合理的な課税を行うこと、請願第四百二十三号は織物消費税の廃止に伴つて業者が損失を被つておるので、國家が補償することを要請しております。

次に税制以外のものについて申し上げます。請願第二百十五号は福島県西白河郡小野田村有煙草收納所の建物を買上げることを、請願第二百二十五号は最

近農家はデフレ經濟によつて窮乏してゐるので、有力な換金作物であるたばこの收納代金を引上げること、請願第二百四十七号は国民金融公庫の宮崎支所に対して融資資金を増額すること、陳情第五十七号は中小企業金融を円滑ならしめるために、商工組合中央金庫の政府預金の取上げを中止すると共に、当面の目標たる二百億の融資ができるように資金を確保することをそれ、要請しております。請願第四十九号は各種事業に対する国庫負担率の算定方法が公表されてないために、各府県では国庫負担金の獲得に多額の運動費を費消している実情であるから、元費節約のために国庫負担率の算定方法を公表すること、陳情第五十五号は、國家公務員共済組合では、医療費の増大等によつて、昭和二十四年度に相当の赤字が出て、今後の運営に支障を來たしているもので、その赤字を国庫で負担すること、陳情第五十九号はブレトン・ウッズ機構に加盟するため、具体的準備体制を確立することをそれ、要請しております。

以上の請願、陳情につきまして慎重に審議いたしました結果、その趣旨はいずれも適切なものであると認めて採択しました。

次に、請願第二百五十号は時計類及び同部分品附屬品の物品税を撤廃することを要請してあるのでありますが、時計類の免税措置は現在においては適

当でないが、部分品、附屬品の免税は考慮すべきものであると認められまして、部分品、附屬品についてののみ採択することに決しました。

以上採択いたしました請願、陳情について御報告いたしました次第であります。

○委員長(小串清一君) 只今の小委員長の御報告通り決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) それではさう決定いたします。

○委員長(小串清一君) 次に食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、予備審査であります。これについて政府委員より提案理由の説明を願います。

○政府委員(西川善五郎君) 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

從來、輸入食糧につきましては、価格差補給金による価格調整は、すべて貿易特別会計において行われており、従ひまして食糧管理特別会計といたしましては、国内生産者価格に相当する価格を以つて、貿易特別会計から買入れて來たのであります。昭和二十五年度におきましては、米國対日援助物資として輸入される分については、米國対日援助物資等処理特別会計において価格調整をし、貿易特別会計及び新たに開始されました民間貿易により輸入される分については、いずれも食糧

管理特別会計が輸入原価によつて買入れ、この会計において一般会計から価格差補給金の繰入を受けて価格調整をすることとなつたのに伴ひまして、食糧管理特別会計法の一部を改正し、一般会計から繰入金をする事ができることとしたのであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことを御願ひ申し上げます。

○委員長小串清(一君) 協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案、これは本委員会において留保となつておつたものであります。若し御質疑がありましたらばどうぞ。ちよつと御参考に申上げて置きますが、この法案につきましては、先頃の閉会中に審議を継続したのであります。丁度九月一日に大蔵当局より金融関係諸法規改正の根本方針について聴取し、十月二日に全国信用組合の常務理事から信用協同組合の現状について、更に十一月八日大蔵当局より免許の基準となるべき政令案及び信用協同組合に関する諸法規の改正意見等を聴取しておるほかに、議員を派遣して実情を調査したのであります。さうな結果におきまして、本法案は目下政府において立案中の金融関係諸法規の改正と密接な関係があるからこれと関連して慎重に審議決定することが適當であるとの委員会の御意見が一致した次第であります。以上参考に申上げて置きます。

○森下政一君 銀行局長にちよつと御意見を伺ひますが、かねてこれにつきましては信用協同組合の事業免許基準案といふものを大体お示し頂いて御説明を聞いたのですが、その中の一〇で、特定の政令のために利用される虞のないこと。これは言うまでもないことだと私は思うのですが、こういう項目を掲げてそれが政治的に中立であるかどうか、特定の政令に利用される虞があるかないかといふことの判定がなかなかむずかしいことだと私は思うのですが、これは当然必要なことである、だがわざ／＼これを書くこと、例えばどれかの政令に属しておる人が組合の役員の中に一人でも加つておれば政治的中立が犯されるのではないかといふような心配、或いは議論が出て来ることもなるのではないかと思ふのです。むしろこういう精神はどこまでも貫かなければならぬけれども、政令でこういうことをお示しになることはやめられたほうがよいのではないですか、この辺のお考えどうでしょう。

○政府委員(舟山正吉君) 従来金融機関が政治的色彩を持しまして、いづ／＼な弊害があつたことは顯著な事実であります。そこで今度は信用協同組合の免許のやり方を變更しまして、一定の基準に合つたものは自動的に免許になるという仕組みをとりたいと思ふれば、私のほうにいたしましては是非これも一つの基準にはいたしたいと考えておるものであります。現在免許に當りましてもこういうことも一つの考慮の要素に加えておるわけでありまして、今度政令を掲げるにいたしましたも、これが入つておつたほうが妥協だと、かく信じております。

○森下政一君 そこでこの政令といふものが一つの基準を示す、これはたしか衆議院の議員提出の原案に対して修正があつて、こういうふうなことが謳い込まれたと思うのですが、法令の規定に違反してなければ自動的にどれでもこれでも認可するというのでなしに、政令で基準を示して、これに合致していないといふかといふことでチェックしよう。だから必ずしも法令の規定を満たしておればそのまま認可するといふことにはならぬ。これは銀行局長のかねてからの御心配の点を、政令でそのところの調整ができるというお考えだと思ひます。そこで私が今指摘した一〇ですが、これは政治的に中立であるといふことはそうでなければならぬ。或いは特定の政令に利用されないといふことは言うまでもないことなのですが、これを書きになると、さてそんならその判断を一体……、どうしてこれが政治的に中立でないといふか、特定の政令に關係があるといふか、そういういづ／＼な不必要な議論をそこに却つて巻き起して来ることの心配はないのですか。却つてあなた方がお困りになるようなことがあるのではないですか。その判断を一体どうして判断するかといふ問題ですね。實際問題として非常に苦しいことになるのじやないですか。代議士が一人でも役員におれば政治的に中立でないといふことになるのか、或いは政治的に特定の政令に利用されるといふ虞れがあるのか、言い換えれば政令人といふものが全然關與しないことが望ましいことになるのか、その辺のところ、實際あなたが認めることができるか、

いふ場合に、非常な議論の余地をそこに残して置くといふ心配が起るのじやないかと思ひますが、どうでしょう。私は精神においてはあなたの危惧しておられる、こういうことがあつてはならない、従来金融機関にいろ／＼そういう弊害があつたといふことはチェックしなければならぬといふことは当然なことですが、これを政令に書くことによつて、いろ／＼不必要な議論をここに起して、たま／＼あなたのほうに仮に政治的に中立でないという判断で拒否するといふようなことがあつたと、なぜだと言われて、不必要な議論をそこに展開して行かなければならぬような心配はありませんか。

○政府委員(舟山正吉君) 先ほど申し上げましたのでありますが、やはりこれは従来の組合免許の一つの基準になつておりましたし、今後もこれで行くべきであらうと思ふので、これはこの項を削りますことによつて或いは政党的色彩がある組合でもできましたら、それこそ大變だ。まあこの判定にはいろいろ意見がありまして、場合によつては論争が長引くことがあるかも知れませんが、やはりこれは一つの免許基準としたほうが、結果的によろしかうかと考えます。

○森下政一君 そうすると、實際の判定をされる場合に、どういふことが一体基準になるでしょう。

○政府委員(舟山正吉君) この一〇のことだけで、特にどういふ点が問題になるか、基準の又基準を拵えなければならぬやうなことになるかも知れませんが、実はこの免許基準全体につきまして、抽象的な字句で、包括的に書いておられますので、具體的事実の認定に當りましては、ほかの項目につきましてもやはり同じやうな問題は起りほしくないかと考えております。それは好ましくないことではあります、やはり包括的に基準といふものを拵えて行くことになりまして、こういうやうな表現しかできないのではないかと。もう少し具體的に、誰が見ても解釈に誤りのないやうに、相違のないやうに、基準が書ければそれは至極結構だと思ひますけれども、なか／＼それが書けないといふ実情でございます。

○森下政一君 局長のお氣持も私にはよくわかるのですが、ところで今おつしやる通り、基準の又基準を作らなければならぬやうな細かく言へば心配があるといふことになりまして、漠然と書いてある。基準のどの項目も漠然と書いてある。但し出資金はどうであるとか、預金額がどうかといふことは、明確ですが、併し最初の二、三あたりは基準になりますと、極めて漠然としたものなんです。そこで私の心配することは、たま／＼非常に、何と申しますか、派閥的な感情の強い党派が政権を担当しておるといふやうなときには、この一とか二とかいふやうな基準に藉口して、あなた方に命じてでもこれは許可するやうにといふやうないろいろな情状によつて事柄の進捗が左右されるといふやうな心配があらはせんか。私は一番それを懸念するので、これは毅然としてあなた方が、事務局がそういうやうな感情などいふものは排除してしまつて、そして公正に判断されて、ものが選ばれて行くといふことが一貫されるのだと、私は心配しないのですが、あなた方の氣持を曲げた措置を上から指図して来るとい

うようなことが、こういう漠然とした基準のあることに藉口して行われる心配がないかという点を懸念するのであります。その辺如何ですか。

○政府委員(舟山正吉君) その点、全く森下委員の御意見と御同感でございます。公平な客観的な物差しが規定できませんれば、それによつて免許するとか否とかきまつて行くことは極めて望ましいだらうと思ひますが、先ほど申し上げましたように、外の項目でもその勾ひが残つておる憾みがあるのではありませんから、なか／＼抽象……字句に現わしますと表現がむずかしい、そこを我々も苦しんでおる次第であります。

○佐多忠隆君 規程案の八ですが、「役員が金融業務に關し十分な経験及び識見を有すること」という規定があるのですが、これは勿論こうでなければならぬと思ひますが、同時に信用協同組合は或る意味では金融業務ではあるが非常にユニークな、そして或る意味においては、いわゆる今までの型にはまつた金融業者では運営のできない相当たくさん問題があると思ひますが、そこで一体大蔵省のほうでは金融業務に關して十分な経験と識見を有するといふようなことから、すぐに、例えば大蔵関係の役人であるとか、或いは銀行その他の既存の金融機関からこつちに移つて来た人とか、そういうものに限定されてしまふといふようなことを考へておられるのかどうか。

○政府委員(舟山正吉君) この八項でございまして、これは信用協同組合も金融機関であります以上、その役員員特に役員あたりにおいて、金融のセンスを持つて業務を運営してもらわなければ困る。小規模の金融機関でありますから、例えば町の世話役的な觀念でただ泣きついて来れば金を出すといつたような態度では、信用協同組合の内容の健全性の維持の上に非常に欠けるところがあるものであります。又それがこういうふうな協同組合組織の金融機関につきましても、その弊害が従来痛感されておつたところでありまして、さればと申して、必ず銀行員をやつたことのある人でなければならぬ、ましてや監督官庁におつたものを予想しておるのであるといふようなことは全然根拠のないこととございまして、それはど厳格に考へておるのではないのであります。ただ金融業務のセンスだけは持つてもらひたい、こういう氣持であります。

○佐多忠隆君 そうしますと、まあいば役員が金融業務に關して金融的な識見を持つておる、センスを持つておると言ひましようか、そういうことであれば足りるので、何も経験といふやうなもの、特に今までそういう機関にいたとか何とかいふやうなことに限定する必要はないのじやないかと思ひますが、その点如何ですか。

○政府委員(舟山正吉君) 八項も早々の間に起草いたしましたので、まあその字句の上では非常に嚴格になつておると思ひますが、氣持は文字に現われてゐるほどではないと御了承願つて結構だと思ひます。

○佐多忠隆君 それでは一つ経験といふのだけは取つて頂いて、もう少しそのゆとりのある書き方にして頂いて、それは適當に運用の問題として処理して頂くといふようなことで如何ですか。

○政府委員(舟山正吉君) 役員につきましては常務役員と然らざるものとを分けて考へる必要がありましようし、ただ常務役員につきましてはやはり金融業務に關し十分な経験及びセンスを持つておることが必要でございまいしう。その他につきましては経験はなくても識見だけはしつかりしたものを持つていてもらひたいといふような要領が出て来ると思ひます。この字句につきましてはなお考へ直して見ても結構と考へております。

○油井賢太郎君 この機会に銀行局長にお伺ひしたいのは、信用協同組合は全くこれは庶民関係の大衆的な金融機関です。ところがこの金融機関の金利なるものが非常に高いのです。大抵日歩四銭五厘ずつ食つておりますけれども、そういうものに対して、やはり信用協同組合に政府で以て或る程度の補助なり何なり出して、金利を安くするといふようなことによつて大衆に潤いを持たせる、こういうお考えはないのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 組合の金利もできるだけ下げるように、貸出金利でありますから、下げるように指導して参りたいと思ひますが、これに対して国家から補助を與へるといふやうなことは考へておりません。

○油井賢太郎君 併し国家の補助から出してやらなければ、なか／＼こういう細かい預金を集めて大衆に金融するといふのは、経費も余計かかるし、容易じやないのです。相当信用のおける協同組合に対しては、そのくらいの恩恵を與へてもいいと思ひます。それには大體政府の、例えば預金部資金をもちかうところへ低利で以て流し

てやるといふようなことによつて目的が達成されると思ひますが、そういうふうなことは現在はやつておらないのですか、或いは将来ともやる見通しはないのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 国家が直接補助を出す、或いは預金部資金を流すといふたようなものは金融機関一般に広くこれを及ぼすといふことは相当問題でございまして、国家の直営的な中小金融機関としては国民金融公庫もございまして、又預金部資金を流すにつきましても、そのルートなり限度なりも變ると思ひますけれども、ただ信用協同組合としましてはやはり利益採算といふことを目標として経営して行くべきものであると考へるのであります。

○油井賢太郎君 次にこの衆議院から回付されたいわゆる改正案によつて、銀行局としては今までの自主的に免許をやつておつたのが、これによつて自然的に当然免許といふことになつて来ると思ひます。この基準さえあれば、今までの大差なくいわゆる預金者保護といふやうな目的に合致した方策はとつて行かれますか。

○政府委員(舟山正吉君) この免許基準は一応の案でございまして、これによりまして、先ほどの御指摘のありましたのは一例でございまして、いろいろ解釈上疑義を生ずる場合もあるかと思ひます。これによつてどれもこれも自動的に免許が行なわれて行くといふことはちよつと考へられないのじやないかと考へます。

○油井賢太郎君 そうしますと、結論的にはこんなものを作つても作らなくとも同じだ、こういうことになつてしまふのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 原案に比べましてどういふ点で免許の再審査の基準になるかという点がはつきりするといふ利点もあるかと思ひますが、實際の免許に當りましては、必ずしも今後非常に数が殖えて行くといふふうには考へられないと思ひます。

○野澤勝君 今油井さんの質問にちよつと関連して舟山さんにお聞きしたいのですが、近いうちに銀行業法が出るといふことが伝えられておりますが、その際には信用協同組合の金融機関も、それから無盡会社も相当内容的に改正されると思ひますが、一体さうな時期に今これを出さなければならぬ何かこゝに早急に必要なのがあるのですか。

○森下政一君 議員提出ですよ。社会党の今澄君ですよ。

○野澤勝君 ああそうですか。これは失礼しました。ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長(小串清一君) 速記を止め

〔速記中止〕

○委員長(小串清一君) 速記を始め

○大矢半次郎君 近く金融業務一般についての根本的改正が行われるやに伺つておりますが、最近の状況からいいますと、こういう法律改正をやつてすぐ又これを根本的に改めなければならぬといふやうな事態が起つて来るものが予想されますか、されませんか。この点を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(舟山正吉君) 現在の信用協同組合の制度、これが今年改正されまして実施されておるのであります

が、この制度自体について私は相当改正を要する点があるのではないかと考えております。即ち極く簡単に申し上げますと、従来は市街地信用組合の系統でこの組合員外から預金の受入をしておりましたもの、それから産業組合法に基きます信用組合とか商工組合とか組合員からのみ預金を預かります組合、こういうものが同じ法律によつて律せられることになつたのであります。そこで監督の程度或いは組合設立の免許の程度というふうなものについても、基準がおのずから異なつて然るべきものが一本になつたという嫌いがあると思ひます。この点は改めて根本的に信用協同組合の制度を改正して頂きたいものと事務的見地から念願しておる次第でございます。

○大矢半次郎君 それでその改正は次の国会に必ず提出する見込みがありますか。

○政府委員(舟山正吉君) 事務当局といたしましては成案を得ております。

○野溝勝君 この議員提出の法律案が、何かこの提出者の提案理由の説明などは並行的に聞かなくてもいいのですか。

○委員長(小串清一君) それは終つたのです。

○野溝勝君 それで政府委員の見解を開いておるわけですね。

○森下政一君 政府でいろいろ根本的な改正について御用意のあるようにも聞くのですが、それは暫らく別としてもう一度聞いて置きたいのですが、この基準によりますと、出資金が預金者の保護に十分であるということが必要だという観点から、大都市の場合において五百万円、大都市を除いた市

制施行地に対しては三百万円、その他の地域では二百万円を超えるものでなければならぬ、或いは預金の額が一カ年後において少くとも大都市の場合は五千万円、大都市を除く市制施行地の場合は二千万円、その他の地域の場合は一千万円となり得るような確実な見通しを持つておらなければならぬというふうなことが基準に要請されておるわけですが、大体今日中小企業者がこういう信用協同組合を組織して、相互扶助の意味において資金の融通ということを含願として発足したいという熱意が相当下部に行渡つておるといふことはです。我々は何回も国会で現政府に向つて中小企業に対する金融施策を要請してその欠けておることを指摘しました結果、だん／＼努力されて、今日では只今の内閣が出発いたしました。當時に比較いたしましたして、よほど中小企業の金融に對しても施策の見られるものがあると思ふのであります。けれども、而もなおその本當の下部の要請に應えるには至つていない。例えば中小企業の専門店などというものが銀行に設けられまして、政府御当局の成果についての発表を聞きますと、申込の殆んど大部分が金融の便宜を與えられておるといふふうな結果を報告して頂いて、私もは大変満足すべきもののようになつておつたのであります。が、今回当委員会の指図によりまして、私も大矢委員と共に或る地方に実情調査に参つたのですが、そこでいろいろうふうな話が出たのです。中小企業専門店というものができて非常にいい成績だと報告されておるけれども、銀行に融資を受けたいという申込に行つて、窓口で大体の希望を述べて、銀行側がこれならば融資してやつてもよ

からうと思ふものには、先ず申込をして御覧なさいということを進め、そのうして申込をして来た者の審査をして、そのうしてその九〇%のものが融資を受けることができる、併し申込をして見なさいと言われた者は極く少数であつて、たゞさんのものが窓口には押しかけて行くのだが、その見込みがないというものは全部拒否の態度で、どうにもなりませんという態度で断られておる、申込をさせてもらうという段階に至つて見ないものが非常に多い。それで銀行の眼鏡にかなつて、これならば取扱つて見ようかということに申込をして、その申込に對して例え九〇%とか、九〇%を上廻る融資をなさるといふ結果が報告されておるから、中小企業専門店の効果というものは非常に浸透しておるかの誤解を招くが、実はそうではないというふうなことを、地元の業者側から、その代表者であるところの人々が種々実情を我々に訴へることを聞きますと、本當に中小企業の零細な業者というものが金融面に救済されておるかというところに大変に疑義がある、そこで彼らが僅かの力を持ち合せて協力して相互扶助の力を持つて信用協同組合の事業をやりたい、こういう念願を非常な熱意を以て今日全国的に燃え上らせておるのだ、この私は判断する。そこでそんなと基準案では出資金が預金者のほうでも十分なければならぬという要請をするのは當然だと思ふけれども、そういう本當の今日政府側からいろいろな施策で差し伸べられておるところの救済手段をとるにもまだ救済の恩典に沿つてないというふうな零細中小企

業家が自発的にお互いの力でお互いの救済しようとする計画しておる、この場合においては私は出資金なり、或いは一カ年後における預金額の見通しというものに對する基準の要請というものはいささかではないか、もう少し緩和していいのではないかという氣持がするのではありません。即ち大都市の場合であれば例え三百万円、大都市を除く市制施行地であれば二百万円、その他の地域の場合は一千万円、預金の額につきましても一カ年後において大都市の場合は三千万円、或いはその他の市制施行地に對しては二千万円、その他の地域で五百万円というふうな大体彼らが達成し得られるような標準を元にして基準となることが本當に零細な業者の熱意に應えるゆゑんだと私は思ふのですが、それが必ずしもそれだからといつてそういうふうに基準の要請した額を減らす、低下するということによつて預金者の保護に十分でなくなるのではないかという懸念はそう大してないのではないか。こういうふうな御見解を承わりたいと思ひます。

○政府委員(舟山正吉君) この組合のスタートに當りまして、甘くいたしまして設立を容易にすることがいいの、或いはこの狙ひをいたしますように自己資本の充實とその後の自己財産の確立ということを図りまして、そのうしてよつて以て預金者には無論迷惑をかけないという体制を確立したほうがいいのかという点につきましては、私は長い目で、貸出を受ける者が便宜を受けるという面、この面と同時にやはり零細預金を組合に持つて行く預金者の側の立場というものも十分考へな

ければならぬと思つてあります。その意味で自己資本の充實、自己財産の確立ということは絶対的な要件と考えております。

○森下政一君 御趣旨はよくわかるのですが、私は先刻申しますように信用協同組合の事業を發起してやりたいといふおる、その念願に燃えておるものと言へばどういふのかと言へば、今日政府の施策によつて救済されておるといふものの、救済の外に解かれておるといふものの中小企業者であつて零細な業者なんだといふことを考へて見ると、彼らの念願を達成せしめることのためには、やはり設立が可能であるような基準でなければならぬ。同時に又彼らの要求しますところの、例えば貸出額にいたしまして、それほど大きなものとは考へられないといふことを考へて見ますと、基準額を減らしたことによつて必ずしも預金者の保護が十分でないといふふうな心配はないんじゃないか。つまり世帯が小さいなら小さいなりに、やはり確実な運営さえやつて行けば、それでも結構達成できるのではないかと考へる。若しあなたのおつしやる理論を以てするならば、例えば出資額が原案の大都市の五百万円が千百万円でありますれば、而もその條件を満たして設立するものがあるならば、原案よりはるかに確実なる組合ができるという事になる。他の市制施行地において三百万円という基準が倍額の六百万円として、その要求を満たすものがあるならば、更に絶対的に確実なものだといふことができるという事になる。だから私は思ふけれども、やはりここに基準を置いてもらなければならぬ。その

基準が零細なる企業者が信用協同事業を起して、相互扶助の目的を達成したという、その熱意を満ちたしめることのためにはこれより甘く見てもいいのではないか、甘く見たからといって直ちに預金者の保護が十分でないということはないんじゃないか。というところは零細企業者の要求する融資の額というものはおのずから限度があるというのを考えますので、そう御心配はないんじゃないかと思いますが、その辺は如何でしょうか。

○政府委員(舟山正吉君) この自由免許と申しますか、監督官庁の裁量によりまして、免許を與えるという場合におきましては、従来は大体この基準でやつておるのでありますが、仮にそういう場合には役員の状態が非常に強固であるといったような場合には、これらの見通しとして若干の斟酌もなし得ると思います。今御提案になつておるように、規則免許になりまして機械的に一つの基準を擇んで行くということになりますと、どういうような組合の設立の申請があるかも知れませんが、その意味におきましては、この基準はできるだけからくして置く必要があると考へます。

○岡崎眞一君 今森下さんのお話と少し逆なところがあるが、大都會で五千万円というのが、一体今信用組合の場合に一人職員当りの預金コストというものはどのくらい見ておればいいですか。

○政府委員(舟山正吉君) 一人当りの預金の量は二百乃至三百万円程度になるのではないかと思います。

○岡崎眞一君 そうしますと、この五千万円ということになれば二十五人の

職員が使えるということになります。そうすると、協同組合の仕事もいろいろやういふところがあると思いますが、それだけの人数で大都會の場合に成立つものとお考えですか、どうですか。

○政府委員(舟山正吉君) 信用協同組合につきましては銀行と違ひまして、人件費等もかさみませんので、この程度の目安を置きますれば大体健全経営がなされるという見込を持つております。

○岡崎眞一君 わかりました。結構です。

○油井賢太郎君 先ほど局長のお話で以て特に信用のある構成員がある場合には、この基準を多少は緩和するような意向もちよつと考へられたのでありますが、そういう意向ですか。必ずしもこれでなくちやならんということになるのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 言葉が足りなかつたかも知れませんが、免許の基準というものは相當幅の広い裁量が與えられますならばそういう要素も加味して、その組合の事情に即した免許が與え得ると思ひます。併しこの一定の基準を備えたものは免許をしなればならぬという免許がきめられますと、いろいろの場合に備へまして基準というものは相當からくなるというのを申上げたのであります。

○油井賢太郎君 もう一つ第五の預金額はここに示されたように、五千万円、二千五百万円、一千万円というふうに、一カ年後においてならなかつた場合にはどういふ措置をこれによつてとられるのですか。

○政府委員(舟山正吉君) これは一年後においてこの位の預金額が確保され

るといふ見込を立てるにとどめまして、必ずしもこれに達しないからその際免許を取消すとか、そういうような措置は勿論とらないわけでございます。

○委員長(小串清一君) この案につきまして別に御発言がないようでございますが、質疑は盡きたものと認めて、直ちに討論に移ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それでは討論に移ります。御意見のおありの方はそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○森下政一君 社会党はこの案に賛成いたします。ただ先刻質疑の際にも申し上げましたが、局長のお答へによると法的な要求を満たしておれば自動的に免許されるというようなことがらば、預金者本位においても事業免許の基準というものは、相當高く置いておくべきだといふ御意見であつたのでありますが、併しその簡単に自動的に組合ができ上つて行かないということに對するこのために、結局政令に定める基準に適合しないものはいけないといふふうな衆議院で修正が行われたと思ひます。これは修正案提案者の意図もよくわかるのであるし、おしなべてこの金融事業というものが、健全に運営されて、預金者を保護しなければならぬといふところに、こういうことが現われて來ておると思ひます。それは一理あることと思ひますが、そのことのために折角原案の提案者の意図としておりますところの協同組合による金融事業といふものが、盛んに全国的に行われるということが、果し得ない、そ

の念願を果し得ないということになるのではないかとこのことを憂へる。そういう問題におきまして、例えば出資額に對する基準も、將來一カ年後に於ける預金の額に對する要請も、その基準を私はもつと下げるこのほうが望ましい、こういうふうに通うのでありますけれども、さればとて今この案がかくのごとき改正が行われない場合と行われる場合を比較して考へて見ますと、この改正におきましてもこの提案者の趣旨が生きておるといふことは今日日本に金融難のために喘いでおりますところの零細なる中小企業者のためにより有効的であると思ひますので、さういふ観点からこれに賛成の意を表するものであります。

○油井賢太郎君 私は民主黨といたしましてこの改正案に賛成をいたし、併しながらかこの改正案が出た理由と申しますのは、我々の調査によりまして、併しとく大衆が信用協同組合を設立したとしてお互いの預金を集め、大衆金融の途を開こうといふ熱意に燃えておるが、なか／＼その設立が捗らない、日数が要するといふような点も大きく加味されておつたといふことは、これは事實であります。そういう点につきましては、今回この法案が通りますといふと、いわゆる基準に基きます自然に免許されるというやうな、自動免許と申しますか、そういうやうになりますけれども、併しなからこの基準案に示されてある條項といふものは、大体今の日本の信用状態、経済状態においては適切なものと認めるものであります。従つて当局におきましては、この基準によつて速かに基準に合致するものに対しては

は、免許を與えるという努力を今後切にやつてもらいたいといふことを特に希望いたします。又信用協同組合の構成員は御承知のように大衆であり、零細企業者でありますから、そういう人の預金に對しましては或る程度の預金金利といふものを高利にし、更に一方金融といふものも他の大金融組織よりもむしろ低利の金融をして助成するといふやうな意味までも含めて行くといふのが望ましいのであると思ひます。そういう点について政府においても低利資金の融資というやうな点も將來考慮して、この信用協同組合が円満に発達するように特に留意されんことを希望いたします。賛成いたします。

○愛知操一君 私は自由黨といたしまして、本案に賛成いたします。この際賛成に至りまするいきさつを若干申し上げまして、賛成の意を表明いたしたいと思ひます。本案が前国会から衆議院の議員提出の法案として提案せられたことは御承知の通りでございます。その後衆議院の大蔵委員会におきましては、極めて慎重な審議を重ね、又継続審査も行なつて今日に至つたのでございますが、その衆議院の本委員会における審議の経過等が衆議院の提案者のほうにも反映いたしまして、その結果衆議院側としても更に原案を修正して、提案をされたやうなことがなつたわけでありまして、その経過を振り返つて見ますと、信用協同組合の自由設立を希望するといふ考え方と、それから信用協同組合が金融事業を営むものであるといふ特殊の性質の問題であることから、本法案については非常に慎重な審議を必要としたわけ

んか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。本案について賛成の諸君の挙手を求めます。

【議員挙手】

○委員長(小串清一君) 全会一致と認めます。よつて本案は衆議院修正の原案通りこれを可決すべきものと決定をいたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によりまして、委員長において本法案の内容、委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することにして、あらかじめ御承認願うことに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二條によつて多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

大矢半次郎	山崎 恒
木内 四郎	愛知 揆一
岡崎 眞一	黒田 英雄
野溝 勝	松永 義雄
森下 政一	小林 政夫
小宮山常吉	杉山 昌作
油井賢太郎	森 八三一

○委員長(小串清一君) 次は食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案について御審議を願います。ちよつと速記を止めて下さい。

【速記中止】

○委員長(小串清一君) 速記を始めて……。それでは食糧の輸入税を免除

する法律の一部を改正する法律案につきまして税関部の藤田調査統計課長が見えておりますから……。御質疑はありませんか。

○油井賢太郎君 この件につきましては将来のことでもありますので、我が国の現下の食糧事情、並びに将来の見通しという点から農林当局に伺いたいというので、農林大臣或いは責任者をこの席に出席してもらいたいと要求して置いたのですが、誰か出ておりますか。

○委員長(小串清一君) 食糧庁の第二部長がおります。

○油井賢太郎君 では只今の件について農林当局の意見を承わりたいと思うのです。

○説明員(細田茂三郎君) 私食糧庁の業務第二部長でございますが、今日はちよつと長官が他の委員会に出ておられますので、代つて参つたのであります。が、只今御質問のありました点に對しまして、簡単にお答えを申し上げます。思ひます。御承知のように非常に食糧の事情が緩和をして参りまして、これを数字的に申上げて見ますと、つい最近に終了いたしました昭和二十五米穀年度におきます食糧事情は、非常に緩和をしたという事は、十一月一日に持越ししました政府の持越しの数字に端的に出ております。少しく数字に直りますけれども申上げて見ますと、国内産食糧の政府手持、十一月一日の持越しの数字をその前年の持越しと比較して申上げて見ますと、トータルにおきまして国内産の十一月一日の本年の持越しが百六十七万トンという数字に相成つております。それが前年同期におきましては、百二十六

万九千トンということになつております。丁度四十万トンばかりの政府手持が国内産食糧だけで殖えております。それから輸入食糧のほうの手持は八十九万トン、昨年度の十一月一日の手持が五十四万八千トンでありまして、輸入食糧だけで三十四万二千トンというものが手持増になつております。そういったわけで、合計で政府手持の総量は本年が二百五十六万トン、昨年が百八十一万七千トン、合計をいたしまして七十四万三千トンという数字が昨年と比べて、政府の手持増というところに相成つております。そういう場合に會つてない政府手持が本年の十一月一日から始まりまして二十六米穀年度にいたしましてはあるわけでございまして、御承知のように一部には配給辞退という現象が出ておるといふことからいたしまして、相当に政府の、政府といひますか、日本の食糧事情というものが好転して参つておるといふことはこのように数字的にも申上げられるのだと思つております。そこで二十六米穀年度の食糧事情のところの二十六米穀年度の食糧事情の見通しでございますが、大体におきましてこのいつか相当緩和したという食糧の基調そのものが変化をして非常に憂うべき状態になるといふことは勿論考えられないのでありますけれども、ただ我々事務当局として多少の推算をいたして見ますと、二、三の点におきまして若干の事情は變つて来るのではないだろうかといふふうに思われる点がございます。先ず第一に本年産米の供出の關係でございますが、数度の災害等の影響がございまして、先

般供出割当の補正をいたしました結果、現在各府県が供出を幾らしなければならぬかという政府との間の約束に相成つております見込高が約二千八百万石ということに相成つております。この数字は二十四年産米につきましてはその実績が二千八百九十二万石、それから一昨年の二十三年産米につきましては三千五百五十万一千石ということに相成つておりますので、最近三年間の様子を比べて見ますと、まあ一応現状では一番低い数字に相成つておるといふことであります。従いまして内地産米の供給高というものは或る程度本年産米年度におきましては減つて来るのではないかとこのように予想されるのであります。それからもう一つ、国内産の供給力との關係でもございまして、御承知のように甘藷、馬鈴薯というものを当初四十万トンくらいは総合配給の關係で政府が操作をいたしたいといふふうに計画しておつたのであります。が、御承知のやうな状態になりまして、いもの關係の買入状況が極めて不振であります。従いましてこの關係が恐らく非常に減つて参るといふことにならうと思ひます。それからもう一つ多少懸念をいたされますのが輸入食糧の關係でございます。輸入食糧につきましては現在きまつておりますことは、アメリカ会計年度によりまして本年の六月から来年の七月末日に至ります間の輸入計画というものが司令部の承認を得て決定をいたしてあります。それに伴いますと、このアメリカ会計年度の本年六月から来年七月に至ります一年間の日本の主要食糧の輸入量というものは、三百四十万トンということに

相成っております。その三百四十万トンのうち百万トンはこれはいわゆるガリオアで頂戴するものでありまして、あとの二百四十万トンはいわゆる民間貿易コンマシーヤル・フアンドによつて輸入をいたすべき筋台のものになつておるのであります。その輸入食糧の実施の模様でございますが、ちよつと数字に亘りますけれども申し上げて見ますと、少し調べが時期的にズレておりましたけれども、日本の会計年度の四—十月におきます輸入の実績は約百万四十万トンに相成つております。それから十一月から明年の三月までにおきますどのくらい入つて来るかという見込を我が事務につけて見ますと、約百万三十万トン程度のものは少くとも確実に入るであろう。若しここに非常な何か国際情勢が一変するといふようなことでもありませんれば、これはどうかかわりませんけれども、少くとも現状程度でありますならば百万三十万トンくらいのもので更に十一月以降三月までに入るであろう。こういうふうな考えますと、約百万八十万トン程度のものが明年の三月までは日本に輸入食糧が入つて来るであらう、こういうふうな考えられます。それは非常に固く見積りをいたしまして、大した……大したといふことはありませんが、いわゆる現状でも普通の量が入るであらう、そういうふうな見込に相成つております。併しこれではいよいよアメリカ会計年度におきますところの三百四十万トン達成といふことには遙かに遠いのでありますので、更にその他いろいろ方法を探しまして更に輸入食糧を殖やしたいという努力を政府はやつております。

そういうことである／＼考えて見ますと、うまく参りますれば、三百二十万トン程度のものは輸入を確保することが出来るのではないだろうか、こういうふうな期待を持つて現在政府は努力いたしております。そういう關係でただ最近の国際情勢というふうなものが我々にもよくわからないのでありますけれども、これが非常に日本にとつてどういふことになるかといふことも大きな一つの條件になるわけでございますが、併し現状におきましては今申上げたようなわけで、大体輸入食糧も努力如何によりまして、大体目的に近いものが来やしないかといふふうな考えられておられますが、そういうふうな本年度、二十六米穀年度の基調になつておられます。主な供給力の点を考えて見ますと、来年の十月末日に新年度へ持越ししますところの政府の持越し量といふものは、大体において今年の、先ほど申し上げました数量を或る程度減少するといふことにならうと思ひますけれども、先ず／＼大体極くこれが窮迫の度を加えるといふことにはならないのではないかと、いふふうな考えられておられます。ただ今申し上げたのは、この二十六米穀年度におきましては、従来通りの主要食糧の政府操作が行われるという前提でお話を申し上げたのであります。皆様も御承知のように、来年に入りまして、主食の統制の方式をどうするかという問題につきましては、先般の予算の際にいろいろ議論が行われましたわけでありまして、一応来年の麦につきましては、必ずしも従来通りの政府供出、義務供出といふことでないようにしたいといふふうなラインで話が進められております。

るので、そういうことになつて参りますと、多少私が今申し上げましたような点についても変化が出て来るのだと存じますけれども、少くとも輸入の關係さへ非常な國際關係によるところの変動さえなければ、食糧の基調におきましては、つまりトータルの数量的な問題としましては、そうひどくこれが困つた状態になつて来るというふうには考えられないといふふうな考えられておられます。

○油井賢太郎君 最近巷間に伝えられるところによると、大分朝鮮のほうへ我が国から食糧を送らなくてはならぬといふふうなことが言われておりますが、それは事実ですか。それともどの程度のものが現在出ておるのか、將來はやはり引続きやらなくてはならぬのか、それに対する補給はどうするか、そういう点について答えてもらいたい。

○説明員(細田茂三郎君) 韓国向けの食糧が日本から積出されておるといふのはこれは事実でございます。併しなから内地産の米麦が積出されたという事実はこれは一つもございません。日本から積出しておられますものは、全部輸入をされた米なり或いは麦なり、或いはそれを加工いたしました小麦粉なりといふものが出ておられます。その数量も伝えられるようなことと大きなものではないのでございまして、この年内までにすでに積み終つたもの、或いは今後年内までに積みなればならないもの全部を合せまして約六万トンという数量になると思われ出ておられます。併しながらこれは全部一応出しますけれども出しつ放しといふことではないのであります。この身代

りはず出したものと同じ品質、同じ等級のもので日本政府に返すという約束に相成つております。従いまして我々としては六万トンというものを一時融通をしてそうしてその身代りをおとせらう、こういうふうな考えられておられます。それ以上になるかならんがという見通しにつきましてはこれは梁いことはわかりませんけれども、少くとも現在調停のほうではもう恐らく日本から積出すといふことはあるまい。と申しますのは、若し待つて行かなければならぬ必要があれば早速のほうでみずから買付けてみずから待つて行くだろう、こういうことを言われておられます。

○松永義雄君 只今御説明の中に、その他の方面から相当量が輸入される当てがあるといふような話がありましたが、それは南のほうの局の話ですか。

○説明員(細田茂三郎君) 特に南といふわけではないのであります。今までの例え貿易方式といたしまして、現金で買ふことができないでペタターに頼らなければならぬ。例えば日本がカナダから小麦を引きます際にペタラー・ストリートでうんと買えば非常に値も安く、且つ確実に買得るといふ場合におきまして、少くとも今まではそういうペタラー・ストリートで買ふといふことが許されませんで、必ずそれはペタターの方式による。日本が買えばそれだけの品物を輸出しまして、それで相殺をするという方式を我々は強いられておたわけでありまして、併しそういうことでは今の例によりましてカナダ等については、その日本の輸出というものが伸びるわけはないのであ

りまして、どうしてもそれによつて制限を受けるというやうなことが非常に多かつたわけなんでありまして。そこで日本政府としては、それでは困る、殊に最近のようにドルの手持といふものが日本には相当積んでおるといふ状態におきましては、そういう必ずしも方式にこだわらないで、ペタラー・ストリートで私もカナダの小麦を買わして欲しいといふやうなことをいたしまして、現にその了解が成りました。この十一月十二月の外貨予算では三十万トンのカナダ小麦をドルで買つてよろしいといふことに、なつたわけでありまして。それでつい先一日第一回を実行いたしましたのであります。それによつて二十数万トンというカナダ小麦を一挙に買付けたといふやうなことがあるのであります。それに似たこれは一つの例でございますけれども、そういうふうなことにによりまして、従来はややもすればデスク・プランに終りそうなの一つのプランが実行可能になつて来た、こういうやうなことがあるわけなんです。そういうところを日本政府としては狙ひまして確実に入手をして頂くといふことをちよつと申上げたつもりであります。

○松永義雄君 地理的にカナダだけに限られるといふことでもないでしようね。

○説明員(細田茂三郎君) それはまあ今ちよつとカナダの例を申上げたのですけれども、カナダばかりではございません。至るところそういう問題があるのです。

○松永義雄君 南のほうもあるわけですね。

○説明員(細田茂三郎君) 南のほうと

おつしやると、シヤムとかビルマみたいな米の地帯のことをおつしやると思いますが、米の地帯というのは、御承知のように日本が外から米を引張つて来れる可能性のある大きな地域としましては、シヤムとビルマしかないのです。ビルマは曾て戦前は三百数十万トン、多いときには四百万トンまでの輸出能力を持つた非常な米産国であつたのでありますけれども、本年のごときはビルマは八十万トンしか外へ出す余力がないと称しており、而もこれは政府の強力な一元的統制の下にある。それからタイの事情を申し上げますと、タイも又曾ては百六十万トン乃至は二百万トン案に輸出しておつたのであります。本年は余ほど無理をしても百万トンしか出せない、こういう状況になつております。これも又政府が非常に強い統制をしております。そういうことで日本が今シヤム、ビルマに期待しております数量は、シヤムに對しましては年間四十万トンくらい。それからビルマに對しましては十五万トンくらい、これを二十万トンにして欲しいというふうな期待でやつておりますが、結局十五万トンくらいになるというふうなことであります。曾てみたいに金を出せば米が得られるというふうな状態ではなくなつておるわけでありまして、そこでこれは曾て買つたこともなかつたようなエジプトの米でありますとか、ブラジルの米でありますとか、或いは香港を通じて支那の米でありますとか、そんなものにまで手を及ぼして買つておる。こういう現状であります。

○木内四郎君 ちよつと念のために伺つて置きますが、さつきの朝鮮に出さ

れた米ですね、あれは誰の持つていた米を出したのですか。政府の持つておつた米ですか。民間にあつた米ですか。

○説明員(細田茂三郎君) これは御承知のように、日本へ入ります米は全部政府が買いますので、日本へ入つて政府が買つたその米をすく出す、こういうことになつております。

○木内四郎君 それは何か法的の根拠があるのですか、売渡すことについて……食糧管理のためではないのですか。

○説明員(細田茂三郎君) 確かにそれは食糧管理のためではないようでありまして、この点多少疑問もありました。これはもとよりスキヤップから命令が出ておりました、それでスキヤップの命令に基いて一々スキヤップが中へ入つて、チャージの取りきめからずつとやります。

○木内四郎君 私は別に朝鮮へ出したことが悪いという意味で申しているのではないのですが、スキヤップの命令であるというのでは止むを得ないことかも知れませんが、そうすると何かポツダム政令が何か出たのですか。

○説明員(細田茂三郎君) これは出ておりません。

○木内四郎君 そうすると法的の根拠はどういうことになりますか。食糧管理特別会計法によると、食糧管理のために買入れたら、売渡すことはできないようになつておりますが、あなたに言われるように食糧管理じやないことのために売渡すことだから、ポツダム政令が何か出すべきじやなかつたかどうかということですか。

○説明員(細田茂三郎君) これは私実はそこまですぐよく研究しておりませんけれども、恐らく食糧管理法でも交換とかいうようなことが認められてございまして、先ほども申し上げましたように、これは現物で出しますけれども、同じ現物で返す、こういうふうな約束になつておりますので、その辺のは研究をいたしましたら理窟がつくと思ひます。

○木内四郎君 ちよつと、どうもわからないと思ひます。さつき言われたように、食糧管理のためなら売渡しも買入れも交換もできるということに法律でなつてゐるという、差当り食糧管理特別会計法第一條でどういふふうにして行つて行くか、交換自体ということとは食糧管理のためなら認められておるのだけれども、これは向うから命令が来たにしても、何か法的の根拠をきめて置くべきじやなかつたかな。あなたに御答弁ができませんから、あとで研究されてからでも……

○説明員(細田茂三郎君) それは後ほど正式に私の考えを申述べたいと思ひます。

○森下政一君 アメリカの援助がだんだん減少されて行くだろうということ、近頃政府が常々口にしておるところですが、そうするとガリオアで輸入しておる分というものは年を追うて減つて行つて、コンマーシャル・フアンドによる民間貿易による輸入というところに依存しなければならぬという時期が將來だん／＼程度を高めて来ると思ひますが、それに対してお見通しはどうでございませうか。

○説明員(細田茂三郎君) その通りでございませう。

○森下政一君 この間の経緯はどういうふうになつておられますか。現にガリオアのほうでだん／＼減つておられますが、その実績はわかりませんか、何年か……

○説明員(細田茂三郎君) ちよつと資料手許に持つておりませんが、確かにそうなつておるわけですが、若し資料が御必要であればお出しいたします。

○油井賢太郎君 税関部から出された表によりますと、小麦の輸入はガリオアでは九十三ドル九十セント、又民間貿易では八十四ドル七セントというふうになつておられます。ガリオアのはうが相当高いというのはいちよつと腑に落ちないのですが、これはむしろ高い小麦をもらわれないで、オーストラリアの安い小麦に振替えてもらつてという方ははとられないのですか。

○説明員(細田茂三郎君) 小麦につきましてはガリオアで頂くほうが単価が高いということ、アメリカの小麦それ自体がカナダの小麦に比べてずつと高い。例えばドルで申しますと、アメリカの小麦とカナダの小麦とでは大体十ドルの差がございまして、そういうわけでアメリカのガリオアのやつは自分の国で買いますので、そういう関係で、ちよつとその今おつしやいましたようなことをやるといふことはむずかしいのじやないかと思ひます。

○委員(小串清一君) 別に御発言もないようでありますから……

○木内四郎君 内地米と輸入食糧をトんでやつておるということはこれは石にしたらどのくらいになりますか。換算したのはいくつですか。

○委員(小串清一君) 他に御発言もないようでありますから、質疑は終了

したものと認めて、直ちに討論に入ること、御異議ございませんか。(「それは強引だ」「強引だ」と呼ぶ者あり)それでは取消します。

○木内四郎君 今のはあとから表にして出してもらいたい。

○油井賢太郎君 大臣がお見えになつたので、今の件についてちよつとお伺ひして置きたいのですが、小麦の輸入価格はガリオアですと大変高い価格になつておるのですが、大蔵大臣といたしましては、特にアメリカ側の折衝に非常な巧妙におやりになつておるといふふうに自負されておられますから、これをもつと安く供給できたら、他の安い国の小麦と振替えるというふうな折衝によつて、我が国に対するガリオアの効果を大ならしめることはできないのでしようか。

○國務大臣(池田勇人君) 私は前からこの小麦協定に参加して安い小麦を買ふことに努力いたしておるのであります。併し御承知の通り小麦協定に参加いたしますためにはドイツ等の……條件がございまして、スターリング地域から余り買わないような協定がついておつたと思つております。日本が入りますときに、これらの條件で入るのがいかに悪いかということが問題であります。私の私見を以てすれば、相

当な條件があつても入るのはいかたではないかという考えを持つておるのであります。何と申しましたも、占領地下でこういう国際協定に入りますというにおきましては、或る程度の制約があるのでございまして、私はなるべく早い機会に小麦協定に入つたほうがいい。こう考へております。そうすれば大体七十二、三ドルくらいで買え

るのじやないかという氣持を持つてお
ります。或いは三年間三段階になつて
おりますから、三年経てば七十一ドル
程度で買えるのじやないかと考えてお
ります。而してガリオアから入つて参
りますのはCIF価格で大体九十三ド
ルくらいと思つておりますが、これ以
外のものでは、大体の手持のドルで他
のほうから買えば相当安い小麦を買い得
るのであります。我々は今後できるだ
け安い小麦をかうように努力いたした
と思つておるのであります。

○委員長(小泉清一君) ちよつと皆さ
んに申し上げますが、大蔵大臣が出席さ
れましたが、只今質疑申ですが、ほか
の法案についても、大蔵大臣都合では
かに行かれるかも知れませんので御質
疑をお願いいたします。

○野澤勝君 油井氏の関連質問です
が、今大臣の答弁によると、国際小麦
協定に入れば今の小麦の価格を相当に
引下げることができると、さういふ御答
弁でした。併し国際小麦協定では引
下げの限度とすることがあると思ひま
す。引下げの基準というものがあると思
ひます。さうして見ると、それ以上今の
ような安い小麦とアメリカの小麦との
価格を調整するといふことは、なかな
か容易でないと思ひますが、さういふ
点はどうか、一部だけではないでし
ょうか。

○國務大臣(池田勇人君) 国際小麦協
定に入りますときには、今年は幾ら買
う、来年は幾ら買うという数量がきまつ
ておりますので、それだけは義務的に買
わなければならぬ。それで御承知の
通り小麦は百数十万入れますので、大体
九十万トンから百万トン程度のものはこ
れはどうしても入れなければならぬ

ので、一定の計画の下に入れたほうが
いいのじやないかという考えを持つて
おるのであります。まだはつきりいつ
入るといふことは、相手のあることで
ございまして、日本が国際経済に立
つてできるだけ安いものをかうといふ
ことであらば、さういふ協定に入るこ
とは望ましいことではないかと考えて
おるのであります。

○野澤勝君 油井氏の質問と池田氏の
答弁とは少し違つております。油井氏
の質問の要旨は大体量的な問題ではな
く、価格の点においてカナダの麦のほ
うが安いのではないか、それとの調整
ができないかという質問なのです。だ
から私は数字のことを聞いておるので
はない。過去のことにについては、一体
国際市場の麦の価格による国際小麦協
定との差額といふものは数字がきめら
れておるのである。そのときさうによつ
て違ひますが、さういふ御答弁からカ
ナダの麦とアメリカの麦の価格の調整
が国際小麦協定に入つておるからでき
るというにはならないと思ひま
す。

○國務大臣(池田勇人君) そんな答弁
はしておりません。小麦協定に入つて
カナダのほうから買えば八十四、五ド
ルで買えるのではないかと。従つて我々
はコンマーシャル・フアンドのドルを
持つておりますから、他のアメリカ以
外のところで買えたら買つたらいいの
ではないかという氣持を持つておるの
であります。従ひまして先般通商産業
省の武内氏がアメリカに行きましたと
きに、カナダの小麦の事情を聞いて来
てもらいたいといふことを言つたので
あります。アメリカの小麦は実際カナ
ダより高いのであります。油井さんの

答弁にはさういふ氣持で申上げたので
あります。

○油井賢太郎君 次にもう一点伺いた
いのは大蔵大臣といたしまして我が国
の経済状態がさういふふうになつた、多
少回復したといふながら、食糧さえも
外国に仰がなければならぬ状態にな
つております。その場合さういふ高い
食糧を我が国の財政から出して賄うよ
りも、却つてその分を農業関係のほうに
振向けて我が国の食糧の自給自足でき
るようにする方法を持つて行つたほう
が国のためになるといふふうな見地か
ら、さういふふうな考えを持つておられ
るか、これについて承りたいと思ひ
ます。

○國務大臣(池田勇人君) 成るべく安
い主食をかうことがいいといふことは
先ほど申上げた通りであります。然ら
ばさういふ場合に使う補助金をやめ
て、農業の増産のほうに持つて行つて
国内の自給度を高めたらどうかといふ
御意見、誠に結構な御議論でございま
す。我々も相当深い関心を持つておる
のであります。何分とも敗戦後人口
が殆んど一千万人殖えておりますの
で、それ以前におきましては我々は朝
鮮米或いは蒸米を千数百万石を輸入
しておつた。だからさういふことから
考えまして、自給自足と言つてもなか
な言ひにくい行へませんから、自
給度を高めることはこれは大いにやつ
て行かなければならぬ、さういふ考え
で進んでおります。これを一遍にやる
といふことはなかなか困難な問題で
あります。私が米価の引上げを国際価格に
寄せる、徐々に漸進せよと言ふ意
味は、やはり不当に低いのは生産意
欲も起りませんから、できるだけ早い

機会にだん／＼上げて行くという形に
よつて生産意欲も出さうし、又財政の
都合によりまして農地改革その他の手
をとりし、或いは又来年度におきま
しては農林水産の方面に相当の政府資
金を出して、農林水産の増強に進んで
行きたい、さういふ氣持を持つており
ます。

○油井賢太郎君 大臣は今国会で大蔵
委員会に出られましたのは、今日初め
です。大臣が常に国際水準に我が国の
経済を持つて行きたいといふことをな
されて、我々も全く同感と思ひます
が、その国際水準なるものはどの程度
のものを目標とされておるのか。この
際大臣の抱負経緯を明らかにして頂
きたい。

○國務大臣(池田勇人君) 日本の経済
がもう鎖国とか或いは温室経済を離れ
まして、有無相通するいわゆる国際貿
易市場に乗り出しておるのであります
から、これはだん／＼に直つて来ると
思ふのであります。私は国際水準に漸
寄せるといふことは、これは当然の
こと、ただ特に言つておるのは、小麦
は大体七十一ドルの線に近くなつて来
ました。三千七百五十円と言へば六十
八、九ドルと思ひますがさうなつて来
ておる。米は如何にも低い。米は今度
の五千五百二十九円にいたしまして
も、朝鮮米がシフ価格で七千六百円、
さういふことから行きますと、非常に
低い。これはやはり徐々になつて行
かなければならぬ。一遍に又上げてし
まいますと、労賃その他国民生活に非
常な影響がありますので、私は昨年或
いは今年の初め頃五千四百乃至五千五
百円くらいに米を持つて行つたらしいの

じやないか、さういふ考えを持つてお
つたのであります。今現実現されま
した。来年は今のところは六千四百余
りと予想しております。これはもう
だん／＼さういふふうになつて行く
のであります。個々の問題について申
しますと、なか／＼国際水準に行かな
い点があります。例へば鉄鋼にいたし
まして、鉄鋼は今補助金を切ります
と、三万円近くなります。併しアメリ
カの鉄鋼は七十六ドル、そのくらいの
値段。朝鮮事變の起ります前はベル
ギーその他は七十ドル、さういふ状
態。アメリカは例へば粘結炭でも、炊
前価格七、八ドル。日本はこれを持つ
て来ると十六ドル乃至十八ドル。設備
は悪い。どこがマッチして行くかとい
うと、労賃が安い。これは米の値が上
ると労賃が上がる、さうなつて来て、鉄
鋼のほうも原価が高くなる。さういふ
ときにはやはり合理化をして鉄鋼の能率
が上がるようにして、徐々にやつて行
かなきゃならぬと思ふ。各産業により
まして、一概には申上げられませんが、
だん／＼さういふふうな方向で行くべ
きだと思ひます。逆に人組会社その
他儲けておりますが、国際市場から申
しますと、日本のバルブは四、五割、
さうですね、公定価格で向うが高う
ございますが、三割くらいまで安い。こ
ういふさうな状況で、各産業ごとに一
概には申上げられませんが、ただ戦災を
受けておるかいけないかといふことが非
常に問題、これはだん／＼アジャストさ
れて行く事柄じやないかと思ひます。

○油井賢太郎君 さういふ日本の経済状
態として、国民が物価が多少高くなつ
て行つても、いわゆる国際水準に達す

るような所得、或いは生活が営めるといふ方向へ大臣としては持つて行つたほうがいいのですか、それともやはり今の日本の段階としては、低賃金で以つて物価も安くし、貿易面の振興も図る、こういうふうに行つて行くのですか、その根本策はどうですか。

○國務大臣(池田勇人君) 御質問の点がわからないのですが、私は日本の生産力を強め、そして労働者の実質賃金も上つて行く、こういうふうな線で行けばおのずから国際水準になつて行くのではないかと思います。併し日本の従来のがれがございまして、生活程度が非常に低いということは事実でございます。いつまでも生活程度の低いものでは、我慢できません。まだ戦前はどにも行つていないものでございまして、ただそれを、資本を蓄積し、或いは足らざるを外資の導入をやつて、そして生産力を極度に上げて行く、こうすれば自然に国民の生活水準は上つて行く、こう考えております。

○森下政一君 大臣非常にお忙しいと思うので、又この次いつお目にかかれるかわかりませんが、この機会に伺いたいのですが、今度この臨時国会に税制の改正が提案されて、かねてから私も前回の税制改正を断行されたときにいろいろの不満を表明いたしました、こういうふうにあるべきじゃないかというところをいへる、意見を申し上げたことが、漸進的にはありますけれども、それがだんだん／＼受入れられておるといふふうに考えられることは、私は大変個人として喜んでおります。例えば二十万円以下の所得に対する税率の引下げのこと、従来に比較して、格段の進歩を示してお

ると思う。或いは物品税等につきましても、かなり大幅な軽減が行われておる。ところでこの所得税のごときは、源泉徴収についての一三三三の臨時措置だけが今度提案されておるわけでありまして、来年度やはり新聞紙上等で見ますと、大臣は七百億ぐらいの減税を断行するといふふうな抱負を持つておられるようでありまして、お差支えのない範囲において根本的な税制改正の構想というのか、輪郭というのか、若しお示し願えたら大変結構だと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 所得税につきましては、臨時特例で御審議願つておりますあの税率、あの基礎控除、あの扶養控除で行く考えであるのであります。これは源泉のみならず、申告納税もそのままで参ります。物品税も今御審議願つておる分に進んで参ります。酒もそれで行きます。ただここで問題は、私は砂糖消費税につきまして、消費の状況その他から考えまして、砂糖消費税は安過ぎる、来年度におきましては砂糖消費税の引上げを計画いたしております。これは世界各國とも砂糖に對しましては相当の課税をしておるのであります、イギリスほどまでには行かなくても、或る程度の税を取りたいと思つておるのであります。それから次に私考えておりますのは、高級織物の課税につきまして来年度から始めたらどうかという気持を持つております。これはシャワブ勳告案によりまして、織物消費税は全廃いたしました、極く高級の織物につきましては物品税として或る程度課税するの

が負担の公平からいいていいのではな

いか、然らば銘仙程度のもに課税するかという問題になりますと、そういうものには課税いたしません。西陣とか、極く高級なものにつきましては課税したかどうかという気持を持つて、今研究をいたしておるのであります。併し、骨幹をいたしましては、御審議願つておる線で行く考えであります。

○森下政一君 大体輪郭がわかりましたが、もう一つ、来年度も大体この所得税のごとき、只今臨時措置として提案されておるものが通常国会で提案される、殊にそれが申告所得あたりにも適用されて行くようですが、五十万円を超える金額の税率を、従来五十五であつたのを、百万円を超える金額の五十五といふことにお入れになつたのですが、この改正の意図はやはり何ですか。比較的大規模な企業における資本蓄積を便ならしめるといふような構想に出ておられますか。

○國務大臣(池田勇人君) 先ほどちよつと言ひ誤つたと申しますが、誤解があつたと申しますか、砂糖は輸入糖の免税をいたしております。その免税を外すといふ意味でございまして、そういうふうには御了承願ひたいと思ひます。なお所得税の五十五万円超五十五を、百万円超五十五にいたしましたのは、やはり負担の状況を見まして、私は今の貨幣価値から行けば百万円超五十五が適当じゃないか、こういう気持を持つておるのであります。森下さん御承知の通りシャワブから参りましたときには、三十万円超五十五、それは如何にもひどいからといふので今年の分で五十万円超五十五にいたしましたのであります。その頃から私ではできれば百

万円超五十五にしたいという気持を持つておつたのであります、五十五の最高税率はやはり百万円超五十五にしたいのではないかとこの気持を持つております。

○松永義雄君 間接税と直接税を比較して見ますと、大体五分々々程度に数字を見ておるのです。ところが所得税のうち申告と勤労との数字を見ますと、全体の税制から見ると勤労階級のほうがかなり多いように考えられます。その点は如何ですか。

○國務大臣(池田勇人君) 直接税と間接税との比率につきましては、従来議論のあるところでございますが、たばこの益金を消費税の、間接税のほかに加へまして、大体五十ちよつと直接税のほうが多いのじやないかと思ひます。而して今度の税制によりまして、勤労階級の負担が重いのじやないか、こういうお話でございしますが、私は今日の日本の国は殆んど全部が勤労階級だと思つておる、昔のようにはもう大きな資本家というものはございせん。従ひまして、お説の点は所得税と法人税との関係、こういうふうなことをお考えになつておるのじやないかと思ひます。そこで法人税につきましては何故もつと増徴しないかと、こうお考えだと思つておる、あるいは、松永さんと昔議論しておつたあの頃は、法人税といふものは個人の事業とは別個なものであります。法人税制と申しますか、別個の事業主体と考へておつたのであります。併しこれはそういう大陸系の思想から離れまして、英米流、殊に英國流に、法人組織といふものは個人の延長だと、こういう思想に變つて参りまして、そして今

のような税制になつたのであります。従ひまして、超過所得もありませし、三十五のフラット税率で行きまして、そして今度配当したときにはもう三十五で法人税を取つておるから配当所得から引こう、こういうふうな我々十年前は想像もしてゐなかつたような税制に變つて来たのであります。併し法人企業は最近とみに活況を呈しまして、今度の補正予算でも御審議願つておるよう、相当伸びて参りました。で資産再評価をやり、そして税率を下げました、申告の状況が非常によくなつて来たのであります。今私氣が付いたのであります、この十二月一日から五日までに二百五十億円の税金が入るといふことは大変なことなのですが、九月の決算期に法人が非常に多い。それで決算を確定いたしました、十一月の末から十二月の初めに納めまして、六月二日は法人関係だけ一日に六十五億くらゐ納めたが、多分私は十二月一日には法人だけで百四、五十億納めておるのではないかと、こういうふうなことを想像できるでございまして、これは関連して申上げますが、いすれ又地方平衡交付金の問題もここで御審議願うようになります、こういうふうないわゆる法人の納税状況、それと今度地方税のほうへ参りますと、国税とは違ひまして東京都なり、或いは県が法人に君のところが利益はこれだけだから事業税をこれだけ納めると、こういう決定をしなければ法人は納めな

くてもいいということでありまして、国税は決算が確定したら直ちに納める。これは我々が手を拱いておつても入つて来る。併し地方の事業税はそうなつ

ような税制になつたのであります。従ひまして、超過所得もありませし、三十五のフラット税率で行きまして、そして今度配当したときにはもう三十五で法人税を取つておるから配当所得から引こう、こういうふうな我々十年前は想像もしてゐなかつたような税制に變つて来たのであります。併し法人企業は最近とみに活況を呈しまして、今度の補正予算でも御審議願つておるよう、相当伸びて参りました。で資産再評価をやり、そして税率を下げました、申告の状況が非常によくなつて来たのであります。今私氣が付いたのであります、この十二月一日から五日までに二百五十億円の税金が入るといふことは大変なことなのですが、九月の決算期に法人が非常に多い。それで決算を確定いたしました、十一月の末から十二月の初めに納めまして、六月二日は法人関係だけ一日に六十五億くらゐ納めたが、多分私は十二月一日には法人だけで百四、五十億納めておるのではないかと、こういうふうなことを想像できるでございまして、これは関連して申上げますが、いすれ又地方平衡交付金の問題もここで御審議願うようになります、こういうふうないわゆる法人の納税状況、それと今度地方税のほうへ参りますと、国税とは違ひまして東京都なり、或いは県が法人に君のところが利益はこれだけだから事業税をこれだけ納めると、こういう決定をしなければ法人は納めな

ていない。だから会社の状況を調べて見ますと、去年も一昨年も事業税を納めていないのが相当ある。若し地方が財源が苦しいというのなら、国税と同じように決算が確定したら直ぐ事業税一二%納める、こういうふうになつて来たら地方の収入も非常によくなる。私は確信してゐる。一方で、金が出たと言つておられますが、金が出たら、それだけ増える金が足らん、金が足らんと収入を確保するために、それだけの力を注いでおるかと言つたら、実は注いでいないのです。これらは地方自治庁その他が国税と同じように決算が確定したら、国税は三五%、地方税一二%、これだけ納めて貰いたら非常に私は財政が案になると思う。そういうことを私は口を酸っぱくして関係当局に言つておるのですが、やらない。取る金はあと廻しで置いて、これだけ要るからと、國からくれというやり方はこれはいいやり方じゃない。私が若しそういう官庁におつたら即座に出して、一日も早くこういうふうな方向に行かなければならぬと思ひますが、最近のこういう法人の収入状況を見ますと非常によろしい。資本金の年二十割、或いは三十割の利益を上げておるのがかなりある。あります。今度経済が安定度を加えて参りますと、法人企業のほうの税金は相当納まります。資本の蓄積もかなりできて来るのじゃないかと考えております。

場株式の、そのうちの利益配当している会社の統計がありますが、新聞でも御覽になつてゐる通りに、二割三割といふかなり不謹慎な配当すら出してゐる。こうした会社が非常に大きな金儲けをしてゐる。而もそれは一部でなく全般的である。そういうふうなお話があつたのでありますが、小くともこの点についてとにかく負担能力が十分あるのですから、税制改革の上で考える必要があるんじゃないかと思ひますが、それに対してどう御意見ですか。

○國務大臣(池田勇人君) この二割三割の配当が非常に不謹慎な配当だといふお話を伺ひますが、私はそれは考へません。今の状態から申しまして会社は原料費、労賃、配当と、こういう割合で行きますと、かなり配当のほうが少ないと思ふのであります。例えば或る紡績会社が三百円の時価のものを三割の配当をしても十五円、そうすると三百円で買ったものが十五円の配当だから五%にしかならん。こういうことにもなるのであります。で、私はいわゆる三割四割の配当をする会社を見たことがありません。それは不当な配当をいたぐらゐるは考へておりません。昔とは違ひまして会社のほうはもう超過所得もかなりありますから、極力利益を出し、償却も十分して行くといふか、ついでに法人関係の資本蓄積はどうか、行われて行つてゐる、こう考へるのであります。今これをよく考えるといふことはこれは私は将来の産業復興の上からいつて望ましいものじゃないと考へまして、法人税につきまして増徴というふうな気持は持つて

おりません。

○松永義雄君 大体最近の財政経済の方向は、勤労階級の負担によつて行われてゐる。そういうお話を伺ひますと、ところで、新聞で拜見しますと、郵便局の金を勤業銀行、或いは興業銀行などのいわゆる金融債のほうに廻すというふうに承知いたしておるのであります。そうすると、そういうことになりまして、大体が今日の日本の産業といふものは、勤労階級の納めた税金、或いは又勤労階級が食うものも食わず、寒さも耐えて、そうして僅かな貯金が集積したその郵便貯金から、いわゆる長期資金のほうへ廻す、そうして産業復興に資する、こういうふうなことになる。全く今日勤労階級といふのは非常に犠牲を拂つて、そうして日本の財政経済に強力なる協力を果たしてゐるのであります。ところがその結果として、今言つたような法人、つまり株式会社や非常な大きな儲けをしてゐる。いつでも政府当局はおつしやられるのですが、株の買付値段を基礎にして、そうして利益率がどうだ、こういつて答弁せられておる。いわゆる資本家といふか、金持といつても、利益がないものはでんきんといつてを仰せられますが、とにかく現在の、一体日本の財政が幾らかこれで好況に転じて行つた。その基礎の力といふものは、勤労階級であるのであります。然らばその勤労階級が生活が楽であるならば別でありまして、その勤労階級は極めて生活が苦しいものであります。だからそうした面について、できるだけ負担を軽減して行くことが妥協ではないかと思ひます。一体そうした考へを持つて税制改革をおや

りになる御意思がありますかどうか。

○國務大臣(池田勇人君) お話のような考へ方でも今度も減税案を出してゐるのであります。私はいささしく減税したいという気持もないことはないのではありません。やはり経済の安定度をずつと増して行く。又世界の今の現状から見まして、又今年減税ができるから思ひ切りやるということはどうか。又増税があつてはいかん。当分増税しないで減税々々で行こうという計画で行つておるのであります。勤労階級の定義あれでございしますが、勤労階級の定義で、源泉所得を納める人だけが勤労階級じゃございせん。農業におきましても、労働人は相当あるものであります。これはやはり国民全般の福祉になるような財政経済政策をとらなければいかんと思ひます。

○松永義雄君 最後に一点一つ簡単に聞きます。進駐軍労働者の年末手当の問題ですが、御承知の通り終戦処理費で予算が千二百八十二億になつておりますが、そうして第二四半期までの費用の示達額と申しますか、それが六百十億程度で、予算額に比較して四八%になつておつて、予算そのまゝを使わないで済んで、かなり金が残つてゐる。決算になつておるやうであります。御承知の通り進駐軍労働者の犠牲的雇用については、これは私が申すまでもないのであります。こうした労働者諸君に対しては十分な報いしなければならぬと思ひます。特別調達庁とおもな思ひますし、特別調達庁としても相当労働者のために計らつておるやうに聞かしてゐるのであります。現在おきめに

なつてゐる。〇・七五という手当ては少し気の毒のやうに思ふのですが、その点についてどうお考へになりますか。

○國務大臣(池田勇人君) 細かい点は存じませんが、進駐軍労働者は平均の単価が一般の公務員より高かつたかと思ひます。従ひましてそういう点を勘案いたしまして、大体一般政府職員と同じような金額をもらへるやうな措置をしてゐるはずだと思ひます。お話を点に、終戦処理費が余つてゐるから、これをうんと出したらどうかといふことは、これは私は賛成できない。終戦処理費といふのは必要程度使つて、余ればやはり翌年度へ繰越して行く。今余るか余らんかわかりませんが、それは事業費勘定には或る程度の余裕があるかわかりません。これは御承知の通り昨年度も終戦処理費が百二十億円余りまして、翌年度へ繰越したのであります。今年度はどのくらい繰越するかわかりませんが、片方で終戦処理収入を九十二億見込んでおりますが、どの程度になりましたか、又余るからと言つて外に使うべきではないと思ひます。

○松永義雄君 余るから全部よこせと言つておるのではないのです。その仕事上の都合、その時勢の状況によつて、一つ人情を以てもう少し見てやるおつもりはないですか。

○油井賢太郎君 もう一点だけ大臣にお伺ひしたいのですが、最近の日本の経済界を見ると、金融機関が経済界を左右してゐるやうな状況になつておるやうです。而もその金融機関のいわゆる強力なる圧制が産業自体をしてときどき困難に陥れてゐるやうな事態が起きてゐることは、これは誠に遺憾ながら各所において行われておるのであ

ります。一例を挙げますというと、京都あたりで以て先般室町旋風というのがあります。これは金融機関が自分の取引先において持つところの負債を何とかうまく処理して、自分の銀行だけがうまくやつて行くというような意図から、或いは増担保をさせるとか、或いは他の債権を廻させるとかいふふうにしておいて締めつけてしまふ。そういう結果どうなるかというと、その倒されたところの取引先の更には先の方が非常なこの負債によつて困難を極めるといふような事情があつて、将棋倒しのように倒れておるのであります。そういう点はいわゆる金融機関の力が少し現在強過ぎて、事業者に対して活殺自在であるといふような立場になつておると思ふのです。やはり金融機関といへども、その取引先はお得意様であるのであつて、これを倒すことのないようにするのが当然でありながらやはり自己保全ということに汲々としてたび／＼そういうような点が出るのであります。こういう点についてやはり金融機関と産業というものとの調整を図る必要が今後あるのではないかと思うのですが、それに対して大臣といったしましてはどういう御見解で将来お進めになりますか。

○國務大臣(池田勇人君) これは先ほども申し上げましたように、敗戦によりまして資本の蓄積が飛んでしまつた、非常に資本が少いのであります。そこで我々は資本の蓄積を十分圖つて行かなければならん、こういうことでお答えといたしたいと思ひます。お話の通りに金融機関がその公共性に鑑みて産業指導をおおむねやつておりますけれども、中にはお話のような点がなきに

しもあらずであります。私はそういうことのないように指導して行きたいと思ひます。何分にも資金不足でございまして、できるだけ資金が早くたくさん蓄積されるように努力して行くよりほかはないと思うのであります。これはいつの世でも、どの国でも、相当金融資本家というものは産業をリードしておるのであります。併しそれが資本の蓄積があればその銀行の力は弱い。昔でも昭和十年から十二、三年頃は紡績会社は銀行を押えておる。こういう事例がある。紡績会社も銀行へ金を貸すくらい程度だったのであります。それが全部うやむやになりましたが、この頃では紡績、繊維会社で相当の資本蓄積をしておる。余り金融機関に頼らなくてもいいというような情勢が生れつつあるのであります。何といつてもやはり国が歳出を減らして減税をして、そうして片一方ではうんと儲けてもらつて、そうして産業界が資本の蓄積を指導し、又銀行は蓄積された資本をうまく使つて行くように講じて行かなければならない。

○森下政一君 税制改正に關してもう
一点だけ伺ひたいのですが、前回の
改正のときに青色申告という制度をお
始めになつた。全く珍らしいことで、
私どもはその制度が創設されたならば
恐らく業者側は喜んでこれに飛びつい
て、徴税の際における一切の紛糾を回
避することができるといふことで、魅
力のあるものだと思つておつたので
すが、この委員会から各地方の国税局を
訪ねて実績を質して見ますと、実に微
微たる成果しか收めていない。これは
一つは手続が非常に煩瑣であるといふ
ようなこともあるといふことが考えら

れるのと、もう一つはやはり税率の点にまだ業者側が高きに過ぎて恐れておるところがあるのじやないかというようになことを考えるのですが、この制度はやはりこれからも持続される考えでしょうか。持続されるとするならば今のような微々たる利用方法を私は大蔵省御当局としては予想されていなかつたのだと思う。もつとこれを何とか活用されるような途を講ぜられなければならぬ。それでは何が一体欠陥であるとお考えになつておるか、どうしようと思われるか、それからもう一つは先刻大蔵大臣は、資産再評価が行われて法人税が軽減された、税率が下つた、そのために非常な納税條件がよくなつたということを言われた、私はさもありなんと思うのです。これと同じことで、例えば二十万円以下の所得、これは事業所得でもそういう階層が一番人数にしても私は多いと思うのであります。そういうところに一つ思い切つて減税をされて税率を下げられたら、減收じやなくて、却つて朗らかに皆が正直な申告をして納税をして行く、そうして国庫の収入として却つて増収が生れるであらうということは今度酒の税金を減らしても、収入の減少を見込まないで予算に組んでおられる、これと同じ結果が生れるのじやないか。而も国民から喝采を博して自由党万々歳の時が来ると思うのですが、大臣一つ一躍してその法人税の示唆に富んだ実績を……大衆の課税を軽減することによつて而も国庫の収入は減らんといい朗らかなことができないという意見を持つておるのですが、一つどうでしょう。

○國務大臣（池田勇人君） 全く同感で

ございまして、今青色申告が予期したほどに行かないというのは、一方はなかなか手数が厄介だ。一方はどうしても税金が高い。だから私はあなたと全く同感で、私が昨年来やっておりますことは、先ず法人税は成功しました。減税もいたしました。これにはどうしても私は歳出を減らさなければならぬ。歳出を減らさなければならぬ。それで又余談になりますが、平衡交付金も実は多過ぎるくらいに考えておる。若し地方が節約をして、無駄な金を使わずに、又片一方では極力税法の下において租税収入を早期に、早い機会に確保して頂ければ、私はこの程度でやつて行けるのではないかと思います。で、やはり税金を適切公平に持つて行こうと思えば、国民がそれに協力し得るような税金、基礎控除で行的にやいかんと思います。私は来年度において七百億円の減税をやりますのが、再来年度においても、まあこれは私が野におつて、野というのは言葉が悪うございますが、大蔵大臣の職にいたなくても、一生を通じて減税に邁進したいという気持を持っております。

○野澤勝君　ちよつとお伺いします
が、今朝の新聞を見ると、中共貿易
が、この一月頃短期間にしろ若し停止
しなければならぬということになりま
すれば、日本の貿易方針というものは
相当これは従来のような方針だけでは
いかんと思うのですが、こういう点に
対してどういうふうに考えておられる
か。それからいま一つは、あなたが今
構想されている、政府で構想されてい
る輸出金融庫の問題です、それとの
関係が、どういうふうにこれを調整し
て行こうという考えを持つておられる

か。この二点だけ聞いて置きたい。

○國務大臣(池田勇人君) 所管のほうからお答え申上げる。日本輸出銀行といふのは、主として長期資金を供給いたしまして、外国人に貸すか、或いは国内の輸出金融をやるうとしておるのであります。差詰め私が考えておるのは今年の補正予算と来年度の百五十億円、これは支那のほうへ持つて行くといふような考えは持つておりませんです。併し要れば持つて行つてもよいのであります。東南アジアで十分使えるのではないかと思つております。次の中共貿易の点についてのお話でございますが、他の委員会でもお話ししましたが、私はまだ新聞を見ておりません。それを十分読んでいいし、又所管外のことでありますから答弁を差控えたと思います。ただ野澤さん、どのくらい今まで中共との貿易があつたか、こういうことになりまするとそう大してないのでございます。日本の今会計年度の輸出貿易が大体九億ドル近くになるのではないか、八億ドルは私は超えるのではないかと思つております。そのうち、中共に対しての輸出といふものは、これは香港を通ずる場合と、その他ペーターで行く場合がありませんが、これの何十分の一くらいではございますまいか、十分の一までではございません。百分の一より多いかくらいです。若し新聞にそういう報道がございまして、中共との貿易を差しとめる。私はそういうことじやなしに何か許可制か何かになるのではないかと思います。そういう今早急に手を打たにやならんといふほどの問題ではないと考えております。

○油井賢太郎君　でも大臣はまた来る

でしよう。我々の要求に応じて出席してもらいたいのですが、重要法案が相当残っておりますから……。

○委員長(小串清一君) それでは大臣の御答弁はこれで……。

次に先刻来審議を続けております食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案についてまだ質疑をされる方がありませんか。

○森下政一君 その点ちよつと一つだけ伺いたいのは、先刻油井君から大蔵大臣にお話があつたが、国内食糧の自給自足体制、これが一番大切なことですが、大蔵大臣が、少くとも食糧庁長官に聞かんなんのようですが、大臣に聞いたつて好い加減のごまかししか言わんから、むしろあなたのはうが事務當局としては實際どういふ見通しであるかというところがわかると思うのです。若し答弁ができたなら一つ自給自足体制についてどういふふうな計画を持つて、どういふふうに進んでおるか、お伺いしたい。

○説明員(細田茂三郎君) 今の御質問の方策のほうは私のほうでは農政局とか、農地局とか、そういう生産を担当いたしますほうでやつておりますことでありまして、私は好い加減の御答弁をするのは差控えた。ただ先ほど大蔵大臣もおつしやつたのですけれども、できるだけ外から入れるものを、安いものを買入るということはこれは鉄則になつておりまして、それでとにかく同じものならば安いところから余計買入れるという点、入れるものの節約という面ではこれは我々のほうでも非常に努力をいたしまして、この点は一つ御了解願いたいと思ひます。

○委員長(小串清一君) それでは別に

御発言ないようですから、質疑はこれにて盡きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めます。これより討論に入ります。御意見のおありの方はそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○油井賢太郎君 私はこの法案に賛成をいたしますが、一つ希望条件があるのであります。それは食糧庁から生さされた表を以てしましても大分輸入食糧が高いようです。この高の上に輸入税をかければ結局政府の補給金というものは殖えて、何もなりませんから、かけないのが当然であります。将来におきましては、あらゆる手段を講じて世界各國至るところから最も安い食糧を我が國に輸入いたしまして、主食の円満なる配給を行なつてもらいたい。こういうことを特に希望して、この法案に賛成します。

○委員長(小串清一君) 別に御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○委員長(小串清一君) 全会一致と認めます。よつて本案は衆議院送付の原案通り可決することにきまりました。なお本会議における委員長の日頭報告の内容は、本院規則第百四條により、委員長において本法案の内容、委員

員会における質疑、応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして、あらかじめ御承認を願うことに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二條により、多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

大矢半次郎 内 四郎
愛知 揆一 岡崎 眞一
九鬼紋十郎 黒田 英雄
野澤 勝 森下 政一
杉山 昌作 油井賢太郎
森 八三一

○委員長(小串清一君) 次に先般来御審議を続けております特別飢害復旧特別会計法案の御質疑を願ひます。別に御発言、御質疑もないようでありますから、質疑は盡きたものと認めて、直ちに討論に入ること御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めます。よつてこれより討論に入ります。御意見のおありの方はそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御意見もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。特別飢害復旧特別会計法案に賛成の方の挙手を願ひます。

めまします。よつて本案は可決せられました。なお本会議における委員長の日頭報告の内容は、本院規則第百四條により、委員長において本法案の内容、委員会における質疑、応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして、あらかじめ御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二條により多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

大矢半次郎 内 四郎
愛知 揆一 岡崎 眞一
九鬼紋十郎 黒田 英雄
野澤 勝 森下 政一
杉山 昌作 油井賢太郎
森 八三一

○委員長(小串清一君) 次に砂糖消費税法の一部を改正する法律案の御審議を願ひます。

○油井賢太郎君 大蔵省からもらいましたこの砂糖に関する資料によつて拜見してみたいのでありますが、大分昭和二十一年以降砂糖に関するところの犯罪が多いですね。而も毎年殖えておるような状況になつております。又一般に市中販賣の砂糖の模様などを伺つて見ますと、外国の白砂糖あたりは非常に高い値で以て業者の手に入つておるといふような実情になつております。それはまあ値段が大体一般配給の十倍近くにもなつておるような状況であります。そういう点から見て、果して大蔵當局に砂糖に関するところの

この消費関係或いは犯罪関係において検査当局なり、警察関係と密接な連絡をとつておるかどうが疑わしい点が見受けられるのでありますが、どういふふうな態度で以てこの際進んで行つておられますか。

○政府委員(平田敬一郎君) ここに掲げました犯則検査件数と申しますのは間接国税でございます。関税官吏が検査いたしましたして、砂糖消費税違反事件といたしまして検査しました件数でございます。最近殖えておりますのは、やはり黒糖、白砂糖共に国内の小さい面から殖えまして、そういう方面の犯則事件が相当殖えたことによるものと考へております。政府といたしましては、できる限り取締りの徹底を図りまして、まじめな業者が困ることのないように、又輸入確保に努めるようにいたしておるのでございますが、終戦後は何しろ各方面に混乱がございまして、まあこのような仕儀になつておるような次第であります。でございますが、今回は大分国内糖の分は税率は引下げになります。価格におきまして大体二割以下になると思ひますが、その前後の税率になります。同時に取締等を徹底いたしまして、できる限り適正な課税を行ひますように努めたいと思ひます。なお先ほど大臣から話がありましたように、現在は砂糖は昨年あたりまで、実はガリオア資金としまして、資金で入れてもらつておつたのであります。これは日本として非常に不足する、又必要品だといふので入れておるのだから、砂糖に課税するのは適當ではなからうという意見がございまして、免税いたしておるのでございまして、来年度からの免税をやめまし

て、一般の国内糖と同様に課税することを施行して参りたい。まあこのように考へておる次第でございます。その際の税率でございますが、やはり税率といたしましては、余り高くというの如何であらうか。間接税の体系からいたしまして、砂糖消費税として妥当だと認められる程度の税率にいたしまして、砂糖の消費税の課税を行なつたらどうか、このような意味におきまして今回の税率を定めた次第でございます。

○油井賢太郎君 この砂糖の配給関係は大蔵省でやるんでなしに、これは何か食糧庁あたりでおやりになると思うのだが、砂糖関係の説明なり……政府委員は見えておられますか。

○委員長(小串清一君) 見えておらないようです。

○政府委員(平田敬一郎君) どういう点でございますか。御尋ねの点によりまして、私のわかつておる範囲においでお答えしたいと思つておる。

○油井賢太郎君 これは恐らく主税局長でもちよつと答える筋合ではないと思ふのですけれども、今の日本の砂糖の配給の需給計画というふうなものを、どういうふうにして行くか、大体農村、山村あたりでは昔は砂糖というものを殆んど使つていないところが、今はすべて同じように配給になつております。そういうのをもちよつと消費面のほうに廻して、実際の需要者のほうに廻して行くという計画を今後立てられるか。そういうふうな件について伺いたいのですが、何か局長としておわかりになつておるのなら御答弁願ひたい。

○政府委員(平田敬一郎君) お話の通

り砂糖の需給計画は安本で作つて、それに基きまする具体的な配給は農林省が担当して実行しておるようでございます。併しどのように配給されておるか、私ども課税も関係ありますので、若干資料を調べておりますが、昭和二十五年年度における計画の大要を申し上げますと、全体の供給量が六百八十四万八千五百四十ピクルになつておりますが、これに對しまして家庭用がその大部分の七八割でありまして五百三十三万五千六百ピクル程度になつております。それから育児用二十六万五千余ピクル、学童用として四万九千ピクル、その他保育用、病院用等がそれぞれ若干ございます。工業用といたしまして百十三万五千余ピクル、これは大部分菓子等の原料だと思つておりますが、全体の六割ががやうな用途に振り向けられておる、こういう状態でございます。来年度は供給量が増加しますれば、或る程度は工業用が増加するような計画になつておるやうに聞いております。

○油井賢太郎君 その戦前における比率はおわかりになりますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 昭和九年頃でございますと全体の供給量が千四百五十九万五千余ピクルでございますが、そのうち家庭用と認められますものは三百五十六万五千余ピクルでございます。この当時におきましては、むしろ相当多くの部分が業務用であつたかと思ひます。ただこの辺は配給をしておられませんから家庭用は一部推計して調査したものであります。

○油井賢太郎君 今の局長の御説明によつてはつきりする通り、戦前と現在は大分業務用あたりの砂糖の消費量の

状況というのとは變つております。そういう点から見まして、現在然らば戦前と比べて、いわゆる營業用の砂糖というのほどの程度になつておるかと思へば、まあ局長は御承知の通り、銀座あたりを通つて見ても砂糖を使つておるところの菓子屋であるとか、或いはしるこ屋とかそういうもののが非常に多い。その点から見て如何に砂糖は妙なルートで以て流れておるかということ、は明白なんです。そういう点をやはり専門の、これは食糧庁が専門であるとして、少しこの法案に關連してお尋ねをして了解を得たいと思つておるの、從つて私は一応この法案に對する質疑は保留いたします。

○政府委員(平田敬一郎君) 只今の問題私どももいろいろ調べておるのでございまして、業務用に相當、實際問題として使われておるというところはお話の通り事実に近いところじやないかと思ひますが、ただ併し、やはり総量といたしましては戦前に比しますと、現在相當減つておるのではないかと思ひます。むしろ製菓原料としては餡類等が戦前より増えておるのではないかと

思ひますが、それにいたしましては恐らく家庭用といたしましては配給されたものが家庭から今度はほかのほうに流れて行くというものがこれは相當あるやうに聞いております。併し配給の途中におきまして横流し等のことは相當嚴重にやつておられますので、私どもそれほどないやうに考へておるのでござい

○油井賢太郎君 折角家庭用に配給されても使われない家庭がたくさんあるからそういうことになるのですね。そうすると配給自体からして根本的に対策を立て直さなくちゃならないという点がありまして、要らないところに配給してやつても、それが闇に流れるというなら、むしろそういう家庭に對しましては何か別な、もつと有効なものを配給してやるとかというふうなすればいいのでありまして、そういう点の対策を安本關係あたりの当局者に伺つて見たいと思ふのであります。ただこの際、大蔵大臣がお見えになりましたから伺つて置きたいのですが、砂糖に對して今後輸入がやはり先ほどの食糧と同様に、日本としてはせいゝん安く輸入して配給して参りたいのであります。がそういう見通しはどんなことに計画されておられますか。

○國務大臣(池田勇人君) 砂糖の輸入に對しまして、そう支障があるとは思ひませんが、支障があるのではな

く、やはり砂糖が戦前と比べて現在の輸入価格というものが相當高いと思ふのです。そういう点についてやはり地域的に、例えば台湾糖を相當入れるとか、何かそういうふうな具体的なことの大臣はお考えはありますか。

○國務大臣(池田勇人君) そう高くなつてはいますね、お話の通りであるだけ安い砂糖を入れたというふうな努力はいたしておられます。

○油井賢太郎君 それで大臣としては、今砂糖がほかのものよりも比較的税負担が軽いから、輸入糖にも今後は消費税を設けるといふふうな、これは誠に同感です。併し一般国民からいた

しますれば、榮養的な主食的な代用物としての砂糖の量というものは極めて少量だと思ふのです。そういう点から言つて、現在非常に砂糖の消費が偏しておる。而もそれを負担している階層というのはいまだに負担力のあるところだと思ふのですが、或いは酒或いはたばこというふうなものが、相當の高額な税を負担しております。それと同様に、砂糖に對しても課税いたしますれば、私は二百億ぐらいの増税がそれだけでも見込まれるのではないかと、こう思ふのですが、これに對して大臣はどんな御見解を持つておられますか。

○國務大臣(池田勇人君) 前は御承知の通り砂糖の税負担は相當あつたのであります。而して今回我々計画しておるのは市価の二割程度の負担になるかと思ひます。二割程度の引上げになるかと思ひますが、それを一躍ずつと上げるといふことが、例えばたばこや酒のように非常な上げ方をすると、これは、今のところどうかという気がいたしておるのであります。大体一斤五十一円ぐらいの負担であれば、先ほど申しましたやうに、イギリス程度の負担に相成るのでございまして、復活いたしますのにそう一度に急に上げられはいたしません、これはやはりほかの消費税等を考慮して、將來適當に充れるやうに考へております。

○油井賢太郎君 一斤五十一円です。

○國務大臣(池田勇人君) 値段が五十一円です。税金は十一円です。

○油井賢太郎君 そこで市中販賣の砂糖はどうかという、一貫目千円も千円以上もしている。今の大臣のおつしやつた価格とは桁が違ふのです。そう

いう点から見ても、如何に砂糖に對する需要が偏在しておるか。又税の負担も相当余裕があるというの、これはわかるのですが、將來もう少しほかの物価と比べて砂糖に對する勘案を大臣はされるかどうか、これが一点と、それから先ほど急激に上げては困るという話がありまして、もう一つ我々の前に出されておるガソリン税の問題ですが、あれなんかは一躍倍近くに、この前改正の關係で以て値段が上つたことがあつたのであります。そういう点から見て、我々はむしろガソリンあたりを下げ、砂糖なんかのほうを上げてやつたほうがいいのではないかと、いふふうな考えられるのですが、これが日本の經濟状態の復活というふうなことも、むしろプラスではないか。こう思うのですが、大臣はその点はどうですか。

○國務大臣(池田勇人君) 先ほど来申上げておられますように、砂糖の輸入税免除の復活をしるというのであります。が、かといつて今の關稅格が私千円しておるかどうかわかりませんが、私の聞いておるところでは、その半分程度にやないかと思つております。併し、いづれにしても相当高い。そこでまあ業務用の分を特別に税を付けて取るかどうか、いろいろ問題があると思ひますが、只今のところ、そう一度にばつと上げるのは如何かと思う。やはり消費税全体として考え、又財政事情等と睨み合してなければならぬから、只今のところは今の小売価格五十一円、うち税を十円、この程度でいいのじやないかという気がいたすのであります。

○政府委員(平田敬一郎君) 砂糖の關値は大部分その砂糖の配給されたとき、その毎月配給されませんで二、三カ月

まとめて配給されたり、或いは若干遅れて配給されて見たりすることになりますので、それに應じて大分調べて見ますと動いておるようでありまして、八百円、九百円、千円、或いは千円を超えろというところがあるが最近の一年くらゐの事情はなかなかならうかと、このように見ております。

○油井賢太郎君 それだからですね、安本とか、それから物価庁あたりの意見を聞いてですね、關稅格がまるで關の騰貴の對象になるような、そういう不当な存在でなくしたいというのが私の希望なんです。そこでそういう方面の、いわゆる専門家をこの委員會は呼んでですね、砂糖消費税と對照しながら意見を開きたいのです。一応これで私は質問を打ち切つて置きますが、保留して置きますから、明日にでもその担当者を出席させて頂きたいと思ひます。

○委員(小串清一君) 政府當局の方に御相談いたしますが、そういうような専門家の人を出してもええですか……、出して下さい。

○政府委員(平田敬一郎君) 私、今の油井さんの問題の点につきまして、お答えして置きますが、關稅格が高いからという理由で消費税を取るというのは、私は物の一面しか考へていない、例へば米なんかは非常に關が高いから米に消費税をかけるというの、私はそんなでもないことだ、そういうことにならうかと思うのであります。砂糖は勿論米のような必需品でない、従つて或る程度の税を付けてもいいではないかと、こう見ておられますが、酒とたばこを比べて税率の低いのが妥當ではないかと思ひます。現在の家庭に全面的に配給するもので、砂糖は多かれ少

なけれ消費いたしております。どんなに貧しい家庭といへども消費してあります。併しその消費の程度が違つておる、お菓子等で使つた分は油井さんのお話のように、私は家庭で使われるものよりも相當必需品で薄いと、こういうふうな言い得るであらう。業務用に何か特別の課税をするかしないか、これは曾つてやつたことがあります。これは一つの研究問題だらうと思ひます。

さつき申しました家庭に一旦配給しましたが、流れておるものは、やはり相當に生活に潤つておるのではなからうかと思ひます。今の配給量は、必ずしも非常にすべての家庭が十分なほどの、十二分ほどの配給量でない。併し相當の配給量にいたしておるというところは事實でございまして、でございますから、砂糖につきましてもほかの消費税とバランスをとりまして、小売價格の二割くらいの税率で課税するといふのならば、そう大衆課税の非難を受けないで、収入目的を達成することができるといふやないか、こういうふうに考へられます。砂糖の税率につきましては、他の間接税との比較、砂糖の消費自体の性質等を考へまして考へるべきじやなからうか。まあ配給面においては、關稅格があるかどうかというところは、配給統制自体の問題で、私ども課税に當りましては、むしろ今申上げましたような見地から税率を定めて、それで課税政策をきめるべきじやないか、このように考へておる次第であります。なお外国におきましても、アメリカの砂糖消費量は、生産者製造者消費税、日本の物品税みたいなもので取つておりますが、この税率は五・七％、アメリカは大体間接税は日本より低い

ですが、低いのに應じて低くなつておる。イギリスが一七・七％になつております。イギリスは、酒税は大体日本と同じ程度の高率になつております。物品税みたいなものを一〇〇％、六六％、三三％、それ〇〇番修課税も行なつておりますが、砂糖につきましては、この程度の税率で課税しておるところから申しますと、私ども今の段階におきましては、二〇％前後の税率が安當な税率じやあるまいか。ただ非常に最近必要な場合におきまして砂糖に更に収入を求める余地があるかどうかといふようなことは、確かに油井さんのお話のようなことも考慮に値する問題じやないかと思ひますが、現在のシステムの上面においては、こういう程度に輸入して、砂糖を配給しておるといふ事情を考へると、先ずこの辺が安當だらう。配給その他の事情も考へなければなりません。が、やはり基本的には、税率は間接税全体のバランスをとりまして、安當なものにきめるというのが正しい行き方じやないか、まあこういうふうに考へております。

○委員(小串清一君) ちよつと油井君にお諮りいたしますが、砂糖消費税法の一部を改正する法律案について、大体皆さんの御意見も決定をなさるようにならうに伺つておるのですが、今の御注文の問題は御研究を願つて、税法の本質を変更する御意見がなければ、この際審議を進めたいと思ひますが、如何ですか。

○委員(小串清一君) それでは別に御意見をききませんようですから、質疑を盡きたものと認めて、只今油井委員の御注文だけを留保して、直ちに討論に入ることと御異議ありませんか。

○委員(小串清一君) 御異議ないものと認めます。よつて討論に入りま

【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員(小串清一君) 御異議ないものと認めます。よつて討論に入りま

【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員(小串清一君) 御異議ないものと認めます。よつて討論に入りま

【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員(小串清一君) 御異議ないものと認めます。よつて討論に入りま

- 多数意見者署名
- | | |
|-------|-------|
| 大矢半次郎 | 木内 四郎 |
| 愛知 揆一 | 岡崎 眞一 |
| 九鬼紋十郎 | 黒田 英雄 |
| 野瀬 勝 | 森下 政一 |
| 小林 政夫 | 杉山 昌作 |
| 森 八三 | |

○委員長(小串清一君) 次に揮発油税法の一部を改正する法律案の御審議を願います。

○木内四郎君 非常に細かなことで、或いはつまらんことであるかも知れんけれども、第三條の一項です、二項を削つて、一項から「数量に對して小売業者販売価格を乗じて得た金額」以上を削るわけですね。その結果は、この條文が「揮発油の課税標準は、製造場又は保税地域から引き取る揮発油の数量から、消費者に販売するまでに貯蔵及び輸送により減少すべき揮発油の数量に相當する数量で政令で定める数量を控除した数量」となり、「数量」という字が幾つも重つておるので、初めの揮発油の数量から控除する数量というのは、どの数量ですか。

○政府委員(平田敬一郎君) この「減少すべき揮発油の数量に相當する数量で政令で定める数量で定める数量」でありまして、政令でどの数量を定めると申しますと、「貯蔵及び輸送により、減少すべき揮発油の数量に相當する数量」としまして、通常妥當と認められる数量を政令で規定いたしました。それを控除するわけでございまして、大体百分の三・七程度の欠減を必要とするのではないかと認めております。

○木内四郎君 そうするとこの文章で言うと、下から三番目の数量ですか。何番目の数量ですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 控除しますのは……「引き取る揮発油の数量」から、最後の政令で定める数量を引くのでございまして、政令でどういふ数量を定めるかというところ、消費者に販売するまでに貯蔵及び輸送により減少すべき揮発油の数量に相當する数量」これ

を政令で定めて、それを控除する、こういうことでもあります。

○木内四郎君 ちよつと日本語として、私はちよつと読んでわからんのです。が、「貯蔵及び輸送により減少すべき揮発油の数量に相當する数量で」数量としてですか、数量として「政令で定める数量を控除した数量」とするといふのですか。五つ重なつていふので、これはこの「で」という字がどういふ意味の「で」かわからないのですが、もう少し日本語でわかりやすく願ひしてもいいのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは最近の法制局の要望だと思ひますが、数量であつて、政令で定める数量を引く……数量であつて、というのです。「政令で定める数量」これは一々個別的に申しますと、個々の揮発油の場合に、これは違ふと思うのです……欠減の場合には、であります。そういうものを政令で或る平均的なものを取つて來まして、その数量を引くと、こういう意味でこのやうな條文にいたしてゐるのです。

○木内四郎君 そうすると、減少すべき揮発油の数量に相當する数量としてという意味ですか。として政令で定める数量を控除した数量とする、ということですか。「で」という字はちよつとほかの言葉で言へばどういふことになりますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 俗に言いますと、数量であつて、政令で定める数量を引く。だから「政令で定める数量」といふのは何をきめるかと申しますと、通常の場合にこういふやうなことによつて欠減を生ずるから、数量を政令で一般的に定めて、その数

量を引きと、まあこういう意味でございまして、としてと言ひますのと大差はないかも知れません。

○油井賢太郎君 この揮発油税は一体創設されたのはいつであつて、そのときは幾らの課税をしたのですか。ちよつと参考伺ひたい。

○政府委員(平田敬一郎君) 揮発油につきましては、今の揮発油税法が新しく制定されましたのは二十四年度からでありまして、これは恐らく二十四年の五月十日から施行いたして思ひます。油井委員の御審査を経たものと思つております。

○油井賢太郎君 なぜ私はそれを確認して置くかといふと、そのときは一〇〇%の課税にしたのです。そうするとあの当時は諸般の情勢からして一〇〇%課税しなければならぬ財政的見地もいろいろあるやうな話で、我々賛成したはずなんです。ところが今日の大蔵の局長の話によると、砂糖なんかは一躍上げることばできない。私は国民生活におけるこの需要度から言へば、揮発油のほうが遙かに上だと思ふのです。その重要な揮発油に対しては一躍一〇〇%の課税もあえて辭さない政府が、今度は砂糖に対しては、大要遠慮した話をさつきされてゐる。首尾一貫しないのですが、昨年のいわゆるこの揮発油税制定当時と今日の財政状態といふものは、そんなに違ふのですか。その根本論を一つ承りた

い。

○政府委員(平田敬一郎君) 揮発油税の税率を最初に定めた際におきましては、揮発油以外の自動車の代用燃料でありまゝの木の炭、薪等のものをキロ当りの有効効率でござい

か、それに基づきする価格を調べまして、それと大体バランスのとれる範囲内における税率といふやうなことを一方において考えたのでございまして、それから地方におきましては、何と申しましても揮発油を使ひますところの自動車、トラック、バス、乗用車等でございますが、道路を相當損耗するやうな点もございまして、目的税ではございせんが、そういうやうなことも併せ考えまして相當な課税をするのがよろしかろうといふので、課税をするこゝにいたしましたのであります。これは外国におきましてもやはり相當高いやうであります。砂糖よりもこの国も高いやうであります。間接税の最も低いアメリカにおきましてはさう州税と国税とを入れますと価格の六、七〇%課税してゐる州がございまして、勿論それよりも低いところもございまして、相當な課税をいたしておりますので、揮発油税として妥當な税率といふので今申し上げました点を考慮しまして定めたのでございまして、ただ併し代用燃料の価格も大分下つて参りました。最近ではむしろ揮発油が割高だといふやうな事情が一方には出て参りましたのと、それから他方におきまして、やはり一〇〇%の揮発油税といふのは、物品税も下げますし、消費税も下りましたし、現在の段階においては少し高過ぎはしないかといふので三割五分程度軽減したかどうかといふので、今回の改正法案を出した次第であります。

○油井賢太郎君 折角主税局がまあこの税金を下げて、多少でも安くしようという意図はわかるのですが、併し一面において②が今度上るといふことになつておられます。そのいきさつは一

つどういふふうになつておるのだから、關係の政府委員から伺ひたい。

○政府委員(平田敬一郎君) 私どもも希望をいたしましては税率を引下げまして、ガソリンの価格が下るやうにという希望を關係方面にもそれ、關係と申しますと、政府内部の關係の部局にも意見を言つておるのであります。が、やはり最近原油等が或る程度高くなつた。それから精製及び販売の手数料等につきましても、再検討を要する事項がございまして、物価庁といたしましては最大限価格につきまして嚴重な査定をしたが、やはり上げざるを得ないといふことになつたと、こういう連絡を受けておりました。やはり私も原価の關係上いたし方ない、これはどうも止むを得ないのじやないか、こういう趣旨で了承いたしておるやうな次第であります。

○油井賢太郎君 結局税金が下つただけが上つて値段はもと／＼ですか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは税金を下げなければ、或いは又更に一層引上げなければならなかつたやうな事情があるだらうと思ひます。税金は下つたが、その原価高を認めたといふことは、理論上あり得ないのじやないかと考えておるのであります。これはそれ、物資の個別的な價格形成の要素につきまして物価庁で嚴重審査の上、そのやうな措置を認めたのじやないかと思ひます。

○油井賢太郎君 これはほかの物品税と比べても何と比べても、非常に高率なんです。而も日本みたいな鉄道が余り発達していないところでは、山間僻地に至るまでトラックで以て物を輸送し、国民の生活の上において潤つて

いるところが非常に多いのです。そう
いうふうな必要なこの揮発油に対して
非常に高額な課税をするというのは好
ましい体系じゃないと思うのですが、
将来においてつとめ下げるような
御検討はされていいのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは先
ほど申し上げましたように、自動車相
当道路等を利用するというような点も
若干考慮に入れる必要があるのじやな
いかと考えますので、税率を定める場
合におきましては、将来普通の乗用自
動車にガソリンを又よく使うというこ
とになりますと、税の負担の点から言
つても余り下げる必要はないのじやな
いかと思ふのでありますが、両者の面
を併せ考えまして、当局として妥当な
税率を考へるという方向に行くのじや
ないかと考へるのじやないかと。ガソ
リンは恐らくアメリカ等におきまして
は、普通の乗用車に使うことが大部分
であるからでございましょう、ほかの
消費税に比へますと、余ほど高い消費
税を課税しているようございまして、
これはやはり一面の真理があ
るのじやないか。要するにそのときの
事情、そのときの情勢に応じて税率
の金にきましては他の間接税との税率
の比較を考へまして、妥当な税率を定
めて行くというのを申し上げるよりほ
かならぬと思ふのですが、今これを直ちに
引下げるといふことを申し上げるのは、
今のところ申し上げかねるので御了承願
いしたいと思います。

○油井賢太郎君 トラックにしろ、乗
用車にしろ道路保全、復旧に対するい
わゆる負担金というものを各府県でも
徴収しているのですね。そういう点か
ら見ても、もつとこの税金は下げて然
るべきじやないかと思ふのですが、そ
ういふ点はどうでしょう。

○政府委員(平田敬一郎君) これは私
がさつしき申し上げたように、道路が相
当損耗する。公共事業費等で道路のほ
うにも今年も五十億以上支出してあり
ます。国からも、それから府県も
出している。市町村も出しておりま
す。そのような面を併せ考へますと、
税率としては御承知の通り相当高いの
でございまして、直ちに無理に引下
げさうだという議論にも必ずしも賛成
いたしませんが、勿論併し
今申し上げましたように、税率はそのと
きの事情によつて判断すべき要素も必
要でございまして、又そのときにお
きましてはそれとよき検討はいたしたい
と思ふのですが、今から断定することは
ちよつと困難だらうと考へるわけであ
ります。

○森下政一君 主税局長に一つ伺いた
いのですが、従来の従価税を従量税に
する関係です。法案によりますと、
そうすることが税の適正化を期するゆ
えんだというふうなことがあつたので
すが、その根本の御趣旨ですね。従来の
課税方法ではどういふふうな不合理が
あつた、それをより適正にするために
どういふふうにしたのだという根本的
の点ですが、改正の点の、これを御説
明願います。

○政府委員(平田敬一郎君) この一般
的に物の値段が動くというふうな情勢
のときにおきましては、これはやはり
経済情勢に税率が自然に應じて得るとい
ふ意味におきまして従価税のほうがむ
しろいい場合が相当多いのじやない
か、このように考へられるのでござい

ます。最初税率を定めます場合に
きまして、従量税にするか従価税に
するか検討をいたして見たのでござい
ますが、なおその当時としましては物
価も必ずしも安定しておりませんし、
やはり或る程度値段の動きが相当ある
のじやないかということも考へまし
て、従価税に突いたしたのでござい
ます。だがその後実行して参ります
と、従価税ではやはり場合によりま
ずと無理な場合が出て来る。例えば今
も今申し上げましたように石油の原価が
高くなりましてために揮発油の値段を
どうしても上げざるを得ない。こうい
う場合におきましては従価税にして置
きますと、その上に更に税が高くな
り、負担が更に一層高くなる、こうい
うふうな事情も生じて参りまして、ど
うもやはりこゝまで一般の物価が安定
したときにおきましては、むしろ従量
税のほうがいいのではないかと、こうい
う点を一つは考へたのでございませ
ん。それと、いま一つはこれは揮発油の場合
はそれほどではございせんが、従量
税のほうが課税標準を捉えやすいとい
う点は確かに従価税の場合よりも多
いのでございまして、この辺は併し揮
発油の場合は比較的専断的簡便でござ
いますので、それほどではございませ
んが、そのような点を考へまして、む
しろ従量税のほうがいいのじやないか
というので、今回は従量税にいたしました
のでございまして、併しこれはまあい
れにいたしまして、もう大きな、ど
れでなければならぬというほどの強
い理由はないかと、かように考へま
す。

○森下政一君 それから今度の改正さ
れました従量税一リットルについて一
万一千円ですが、こうなると大分減税
になるわけですね。こういうふう
に減税になるというのには、従来と比較
して課税の対象が一方は従価税であ
り、一方は従量税ということにした
が、何か我々のわかりやすいような説
明を承るわけに行きませんか。

○政府委員(平田敬一郎君) 今までは
大体小売価格の一〇〇%ということ
で押えまして、一キロリットル当り一
万六千八百九十円、これはお手許に差
上げました資料の一番しさいのほうに入
つておりますが、税率一キロ当り一
万六千八百九十円でございます。それを
改正案は一キロリットル当り一万一千
円という従量税に変えようとするので
ございまして、今までの税率に比
しまして三割五分程度の突は税率の引
下げになつておる次第でございませ
ん。

○委員(小串清一君) 揮発油の審
議は別段御発言がないようであります
から、質疑は盡きたものとして、直
ちに討論に入ることに御異議ござい
せんか。

○委員(小串清一君) 御異議ない
と認めて、討論に入ります。御意見
のある方はそれ／＼賛否を明らかにし
てお述べを願います。

○油井賢太郎君 私はこの法案に對
しては遺憾ながら反対したいのであ
ります。もう会期も一兩日に迫つて
修正することもできませんし、取
あえず安くなつたという点だけにつ
いては賛成するより仕方がありません。
併し将来におきましては、国民の必需
物資を運ぶ面におきまして、成るべく
安く運送費を拂うというふうな状態に
持つて行くのが至当ではないかと思
うの

であります。そういう点において現在
のこのガソリン税というものは非常に
まだ／＼高い。かように考へておりま
すので、機会あるたびごとに主税当局
にも、この揮発油税をもつと／＼低廉
にして、国民に物価を低廉に、運賃の
面においても、従つて物価そのもの
も下げるといふような方策をとられん
ことを切に求めまして、遺憾ながら賛
成いたします。

○委員(小串清一君) 別に御意見も
ないようございまして、質疑は終
局したものとして差支えありません
か。

○委員(小串清一君) 御異議ない
ものと認めます。それではこれより採
決に入ります。揮発油税法の一部を改
正する法律案に賛成の諸君の御手を願
います。

○委員(小串清一君) 全会一致と認
めます。よつて本案は原案通り可決
されました。

なお本会議における委員長の口頭報
告の内容は、本院規則第百四條によつ
て、委員長において本法案の内容、委
員会における質疑応答の要旨、討論の
要旨及び表決の結果を報告することと
して、あらかじめ御承認願うことに御
異議ございませんか。

○委員(小串清一君) 御異議ない
と認めます。それから本院規則第七
十二條により多数意見者の御署名を
お願いいたします。

多数意見者署名
大矢半次郎 木内 四郎
愛知 一 岡崎 眞一

第六部 大蔵委員会会議録第十号
昭和二十五年十二月七日 【参議院】

一七

九鬼紋十郎 黒田 英雄
野海 勝 森下 政一
小林 政夫 小宮山常吉
杉山 昌作 油井賢太郎
森 八三一

○委員長(小串清一君) 次は旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案を議題といたします。

○愛知一君 私は本法案について一つの質問をいたしたいと思います。

それは本法案の第七條に關連する問題でございますが、日本製鉄の八幡共済組合に対する責任準備金の増額に相當する金額の交付の点についてでございます。私は先ずこの問題を三つの観点から疑問をお尋ねしたいと思つておりますが、その第一点は、本件についての政府の責任の問題でございます。申上げるまでもなく、八幡製鉄所は大正十一年の勅令によりまして、この共済組合に法的根拠を持たせるに至つたものであります。昭和九年の二月一日に製鉄所が民営移管になりました。その当時からの沿革がある問題であると思つておりますが、その民営の移管に當りまして、当時の政府といたしましては、特に当時の議會におきまして、商工大臣が説明を致しまして、政府は日鉄に対して官營の場合であつたと同様に、國として共済組合の給付について将来何ら懸念の要がないように措置するということを言明しておるわけでございます。従つてその当時の沿革から言へば、この共済組合の給付については、今日に至つても、当時の民営移管からの責任が続いておるものと考えられるわけでありまして、ところが今年の四月になりまして、日

鉄が過度の経費力集中排除法によりまして、御承知のように四社に分割いたしまして、その一つとして、八幡製鉄が成立したわけでありまして、ところがこの共済組合につきましては、先ほど申しましたように、大正十一年以來、特に法的根拠を與えられておるものであります。この問題についての政府の責任が今日まで存続しておるものとすれば、今年の四月に成立したところの一營利会社であるところの八幡製鉄所に対して、その責任を求むべきものでないかという事は、自明の事柄であると思つております。従つてこの法律案の第七條によりましては、一部分だけその政府の責任のあることを明確に規定されておるのであります。その点については私も同感であり、まするけれども、他のカバセられな部分についての政府の責任ということについて、どういふふうな現在の政府としてはお考えになるかということをお伺いしたいのであります。これが質問の第一点でございます。

それから第二は、今回の法律案の第七條によりまして、先ほど申しましたように、一部の人はこれは國家の責任によつて給付金の増額を受け得るわけでありまして、それはその第七條にもありますように、年金受給者のうち、昭和九年一月三十一日以前に発生した給付事由に基いて年金の支給を受ける者に対して國庫の補助が引續いて起るわけでございますけれども、それ以後については、何ら規定がされてないのであります。従つて昭和九年一月三十一日以前に退職した者は一体幾らあるかと申しますと、五百二十六名であります。ところが、この七條によつて救済が実行される、その限りにおいて政府の責任が完全に果されたことになるのであります。ところが昭和九年の二月一日以後に給付事由の発生した受給者が一体幾らあるかと申しますと、五千三百三十八名、それから、それはもとよりであります。今後毎年発生すべき組合員の總計が現在約三千二百名以上あるものであります。その増額ということについては、全然これは考慮されてないわけでありまして、ところが昭和九年の一月三十一日現在においてすでに在職二十年に達しておる人も相當多数にあるわけでありまして、又従つて年金受給資格が當然に発生しておる者が相當あるわけでありまして、これらの者を除外しておきまして、これは先ほど申しました一月三十一日以前に退職した五百二十六名の比較検討から言つて、受給者相互間に非常な不均衡を生じておる、この不均衡が起つて来ておることに對して、政府としてはどういふふうな方法をお考えになつておるかという事が、伺いたい第二点であります。

それから第三点は、以上のような事情でございますから、今度は八幡製鉄としては労使両方の問題が起つて来ると思つております。即ち八幡製鉄会社としては、現在は一營利会社である、政府の責任によつて処理されないことを、会社側としてこれをかぶるべき義務はないと思つておられます。ところが一方従業員の方は、大正十一年以來保障されておるところの既得権が、それならばどこへ持つて行つたらばその尻が負えるかというところであつて、会社側としては、恐らく従

業員側から相當の要求が出て参りました場合に、これを拒否するということ、非常に会社の立場としては困難である、而も一營利会社がこれをその要望を充足すべき理由に乏しい。こういうことになりまして、これは八幡製鉄の会社経営者側については勿論であります。殊に既得権を主張しているところの従業員の方から見ても、非常に大きな問題になるかと思つております。これは結局第一に何つたところの政府の責任ということ、第二の不均衡の問題ということと關連して、どうかしてこの不均衡は是正し、会社側にも、又従業員側にも最小限度にその迷惑のかかることを防止したい。私はこう思つておりますが、これらの三つの事項に對して、その不均衡或いは不合理といふことを前提として政府がお認めになるかどうか、又それをお認めになれば、この臨時國會中というわけには参らんかも知れませんが、速かに如何なる措置をとられようとしてゐるか、この点について結論的に伺いたいと思つておられます。

○政府委員(河野一之君) お答え申し上げます。愛知委員の言われることは、非常に御尤もな点でありまして、從來日本製鉄につきましては、官營から民営に移管いたしましたときに、いろいろな点において官營と同様に取扱ひ、殊に共済組合の問題につきましては、いろいろ命令をすることができ、且つ又實際上の取扱ひにおきまして、共済給付などが増加いたしました場合におきましては、その増加に必要な経費というものは政府に対する配当から控除しようという沿革がありまして、おつしやるような点がまさしくあ

るわけでございます。この点につきましては、前國會においても御議論のあつた次第でありまして、私もいたしましては、その御要望に副うべくいろいろ考えもし、努力もいたしたのであります。ところが、情勢上御期待に副うことができなかったことを遺憾としておる次第であります。ちよつと速記を止めて頂きたい。

○委員長(小串清一君) 速記を止め(速記中止)

○政府委員(河野一之君) 以上のような次第でありますので、私も同じましては今後なお努力いたしましてできるだけ御期待に副うようになつたたいと存じておる次第であります。

○愛知一君 只今主計局長の御答弁で御苦心の存するところを了承するものであります。先ほど横々申し上げましたように、これは關係者として非常に大きな問題であるのみならず、又公平均衡の原則から言ひましても重大な問題であると思つておる。この上にも政府側におかれても速かに關係方面にもなお説得に努められまして、立法その他の措置をお考え頂くように重ねてお願いいたしまして、私の質疑を終ります。

○森下政一君 愛知さんの御質疑で盡きておると思つたので、蛇足を附加える必要はないかと思つたが、會つての我が國の政府が将来に對して保障を言明し、そして共済組合員を安心させた。ところが今日これが非常に不均衡に一部の者が措置を受ける。特に愛知さんが御指摘になりましたように

すものであります。

○委員長(小串清一君) 別に御意見もないようでございますから、討論は終

森 八三一

○委員長(小串清一君) 次は国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件を議題と供します……。

別に御発言もございませんから質疑を終了したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) それでは直ち

黒田 英雄 野溝 勝
森下 政一 油井賢太郎
森 八三一
○委員長(小串清一君) それでは本日はこの程度で散会いたします。
午後四時三十七分散会
出席者は左の通り。
委員長 小串 清一君
理事 大矢半次郎君

佐多 忠隆君	山崎、恒君	木内 四郎君	愛知 揆一君	岡崎 眞一君	黒田 英雄君	九鬼紋十郎君	野溝 勝君	森下 政一君	松永 義雄君	小宮山常吉君	小林 政夫君	杉山 昌作君	油井賢太郎君	森 八三一君	國務大臣 大藏大臣 池田 勇人君	政府委員 大藏政務次官 西川甚五郎君	大藏省主税局長 平田敬一郎君	大藏省主計局長 河野 一之君	大藏省主計局長 石原 周夫君	大藏省主計局長 佐藤 一郎君	大藏省主計局長 磯田 好祐君	大藏省銀行局長 舟山 正吉君	説明員 食糧庁業務 第二部長 細田茂三郎君	十二月六日本委員会に左の事件を付託された	一、食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は十二月二十五日）	一、特別鉅害復旧特別会計法案（予備審査のための付託は十二月二日）
--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------------------	-----------------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	-----------------------------	----------------------	--	----------------------------------

昭和二十五年十二月二十七日印刷

昭和二十五年十二月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所